

# 防災行政概要

平成30年2月11日(日)



**内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(地方・訓練担当)付  
参事官補佐 小林達徳**

自治体の防災に関する業務は多岐にわたる

①場面

(事前、発災時、発災後、復旧・復興期)

②関係者

(住民、国、自治体、各種業界、ボランティア・・・)

③ハードとソフト

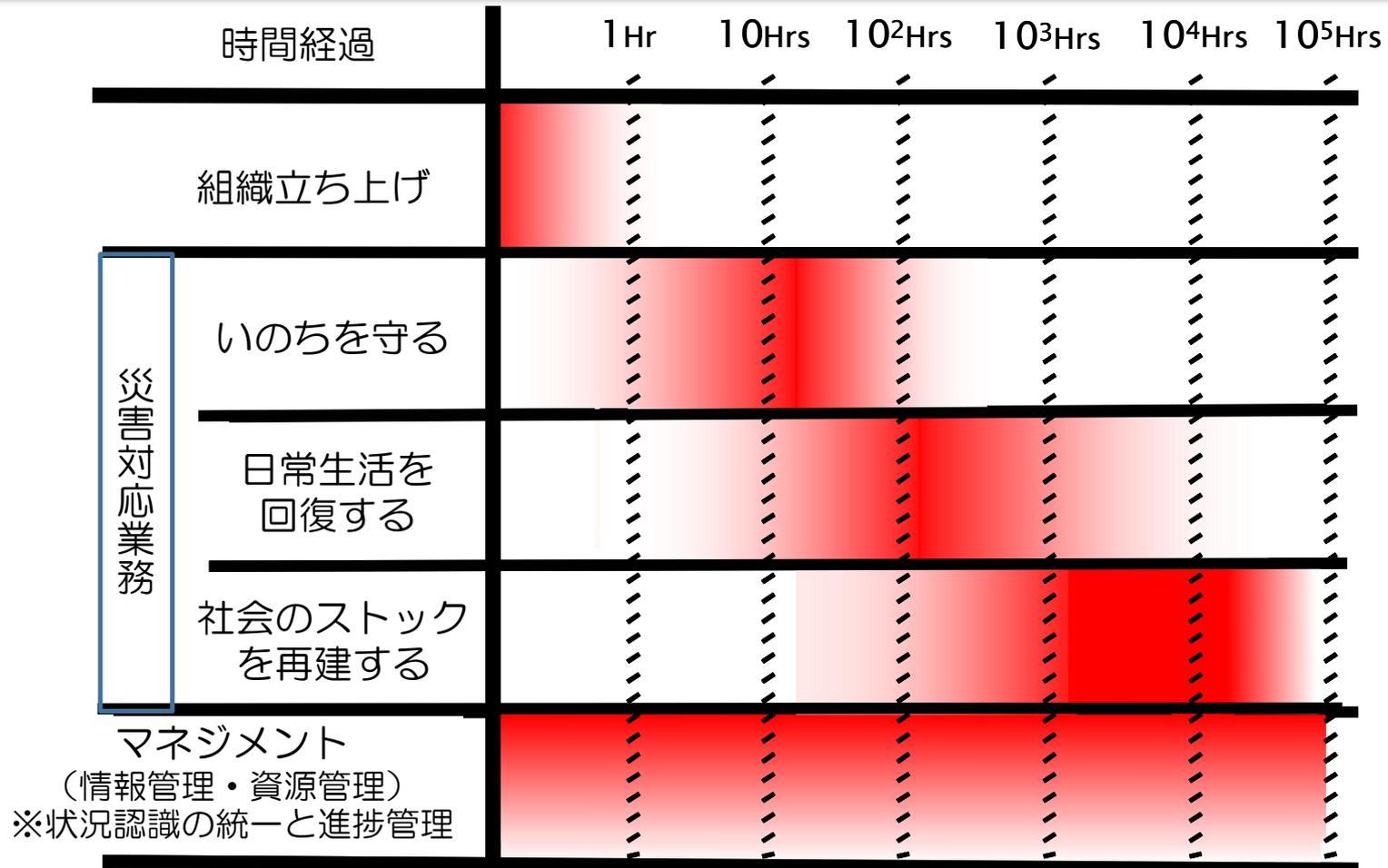
④資源(ヒト・モノ・カネ)、組織



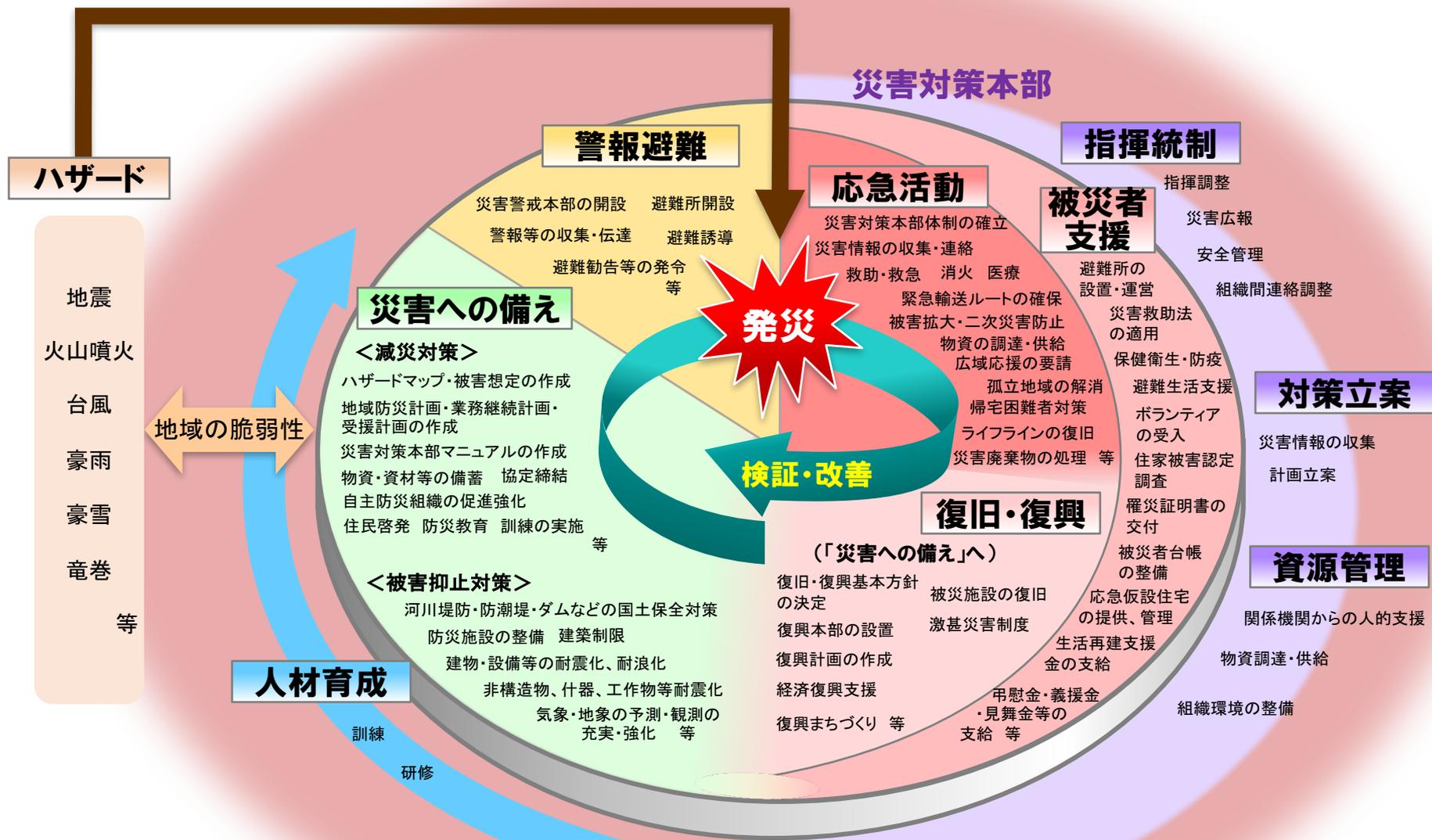
多種多様な防災に関する業務を俯瞰  
各業務の概要・その位置付けを理解

# 時間経過に応じた災害対応

- 災害発生当初は、**災害状況が的確に把握できない**状況の中、対応が必要な**事象が同時並行的に発生**。
- 時間の経過に応じ、一元的に集約した情報をもとに**災害対応の目標や対応方針を意思決定し、進捗を管理することが重要**。



# 災害対策の流れ



## 災害対応の原則

・準備したものでなければ機能しない、事前の備えが不可欠

・避難勧告等の発令は、「空振り」は許されるが、「見逃し」は許されない

・最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動せよ

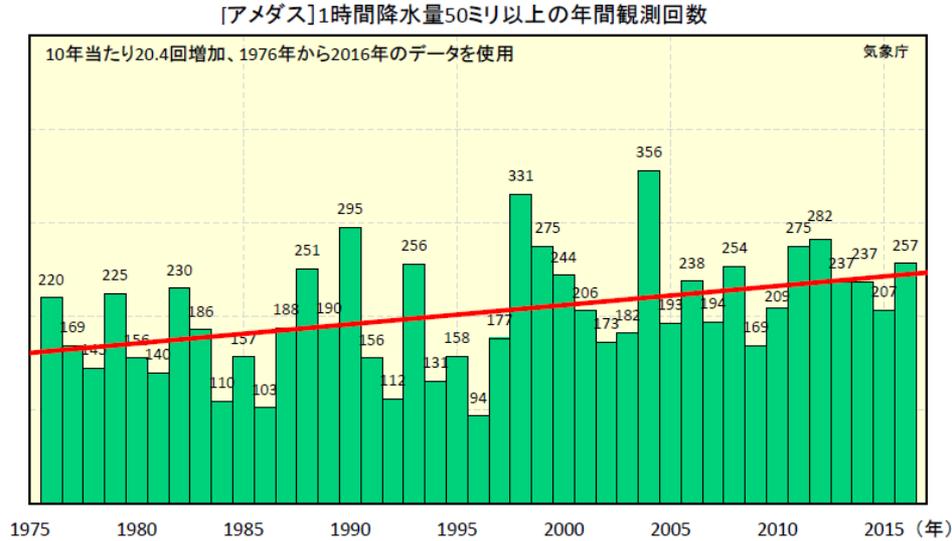
**災害対策関連法  
各種防災計画**

1. 自然災害の発生要因とリスク
2. 法制度・計画
3. 災害への備え
4. 直前対策
5. 被災後の対応
  - 5-1 【災害応急対策】 発災直後の対応
  - 5-2 【災害応急対策】 救助・救急、医療等
  - 5-3 【災害応急対策】 被災者支援、被災地支援
  - 5-4 復旧復興
6. 参考 防災に関する主なガイドライン等

# 1. 自然災害の発生要因と リスク評価

# 自然災害の発生要因

○1時間降水量が50mm以上の発生回数は、近年増加傾向。



アメダス地点で1時間降水量が50mm以上となった年間の回数（1,000地点あたりの回数に換算）

	平成24年7月九州北部豪雨	平成27年9月関東・東北豪雨	
発生日	平成24年7月11日～14日	平成27年9月9日～11日	
死者 行方不明者	死者 30名 行方不明者 2名 (平成24年8月10日時点)	死者 8名 (平成27年9月30日時点)	
降水量	1時間 降水量	熊本県阿蘇市阿蘇乙姫で 108.0ミリ (7月12日 5時53分までの1時間)	宮城県栗原市駒ノ湯で 72.0ミリ (9月11日 0時51分までの1時間)
	24時間 降水量	熊本県阿蘇市阿蘇乙姫で 507.5ミリ (7月12日 13時20分までの24時間)	栃木県日光市五十里で 551.0ミリ (9月10日 6時30分までの24時間)



# 自然災害の発生要因

○全国の約9割の市町村が、土砂災害の危険と隣り合わせ。

(参考)

- ・ 全国市町村数  
1,741市町村
- ・ 土砂災害危険箇所を有する市町村数  
1,605市町村 (約92%)

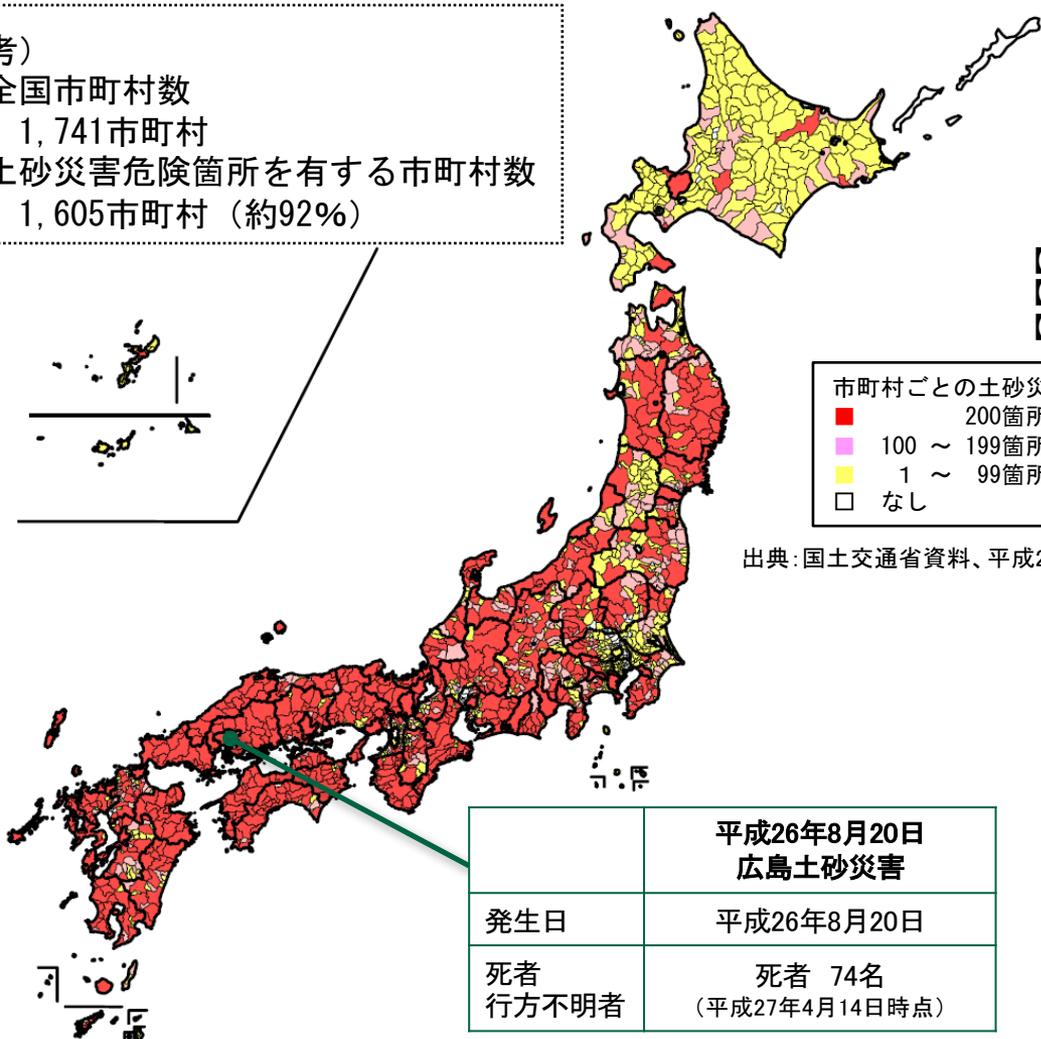
**土石流・地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある  
土砂災害危険箇所は  
全国に約52万5千箇所と膨大**

【土石流危険溪流】183,863溪流 (平成14年度公表)  
【地すべり危険箇所】11,288箇所 (平成10年度公表)  
【急傾斜地崩壊危険箇所】330,156箇所 (平成14年度公表)

市町村ごとの土砂災害危険箇所数

- 200箇所以上
- 100 ~ 199箇所
- 1 ~ 99箇所
- なし

出典:国土交通省資料、平成27年3月31日時点



平成26年8月豪雨 広島市



	平成26年8月20日 広島土砂災害
発生日	平成26年8月20日
死者 行方不明者	死者 74名 (平成27年4月14日時点)

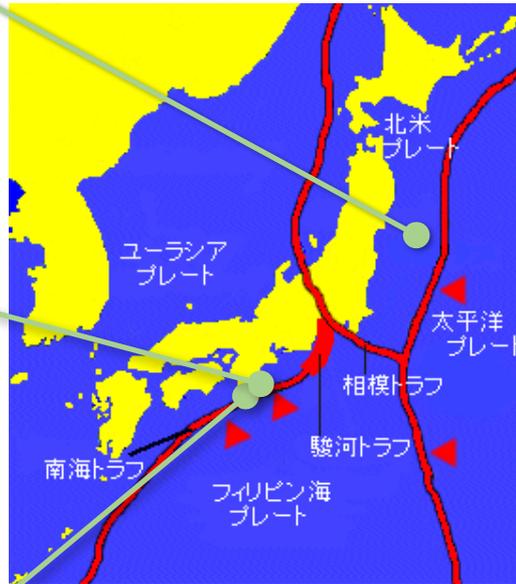
# 自然災害の発生要因

○日本列島周辺の地下では、太平洋プレートとフィリピン海プレートが、北米プレートやユーラシアプレートの下に沈み込むことにより、**世界でも有数の地震多発地帯**となっている。

	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)
発生日	平成23年3月11日
マグニチュード	9.0
死者 行方不明者	死者 19,225名 行方不明者 2,614名 (平成27年3月1日時点)

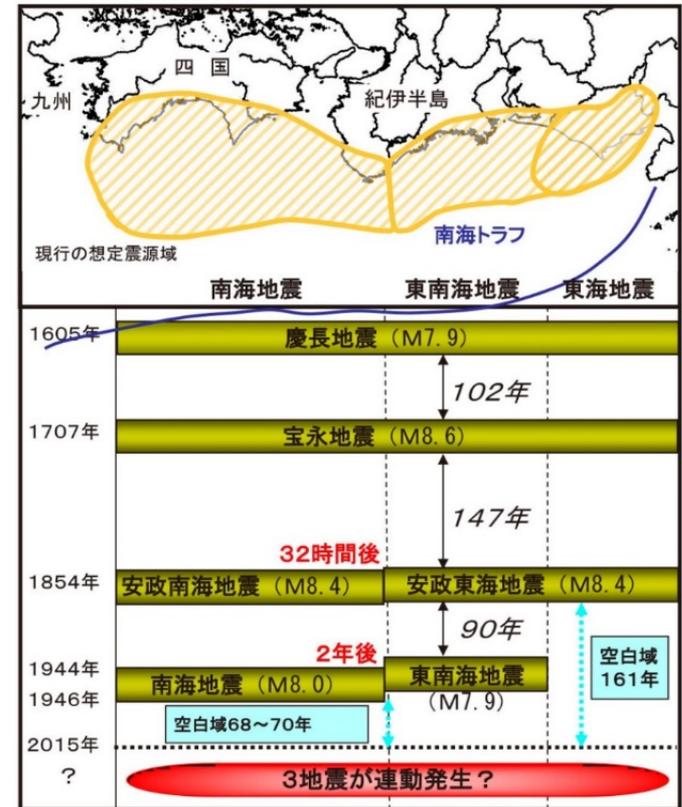
	東南海地震
発生日時	1944年12月7日
マグニチュード	7.9
死者 行方不明者	死者・行方不明者 1,223名

	南海地震
発生日時	昭和21年12月21日
マグニチュード	8.0
死者 行方不明者	死者1,330名



日本列島周辺のプレート

## ■南海トラフで発生した巨大地震履歴



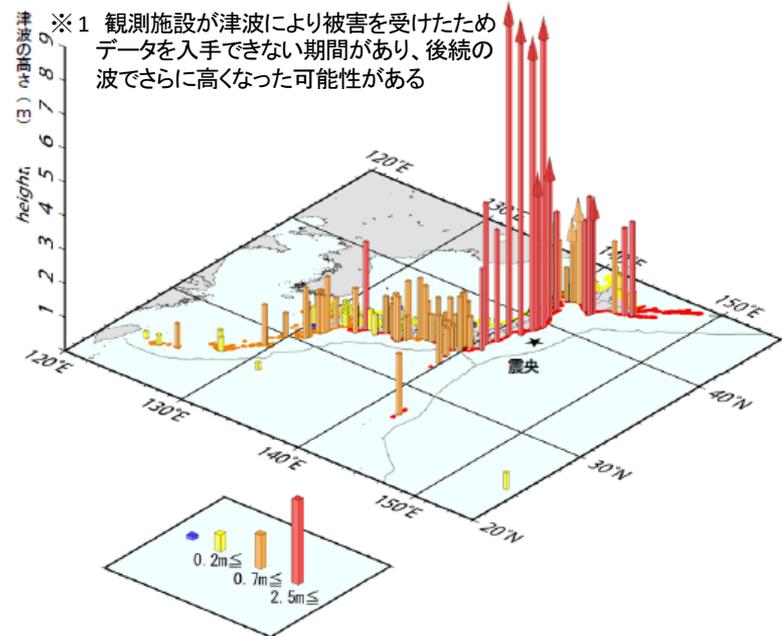
破壊領域 (震源域がしめる範囲)

# 自然災害の発生要因

○海底でのプレート境界型地震の発生により、津波が発生する可能性が高い。

## 平成23年3月 東日本大震災

- 福島県相馬市で高さ9.3m以上※1、宮城県石巻市鮎川で高さ8.6m以上※1の津波を観測
- この津波により、膨大な死者・行方不明者が発生し、住宅の流出、産業の停滞や経済的損失となり、地域全体が壊滅的な被害を受けたところも発生
- 大量の漂流物の発生による被害拡大、石油貯蔵タンクからの漏洩油等による津波火災が発生

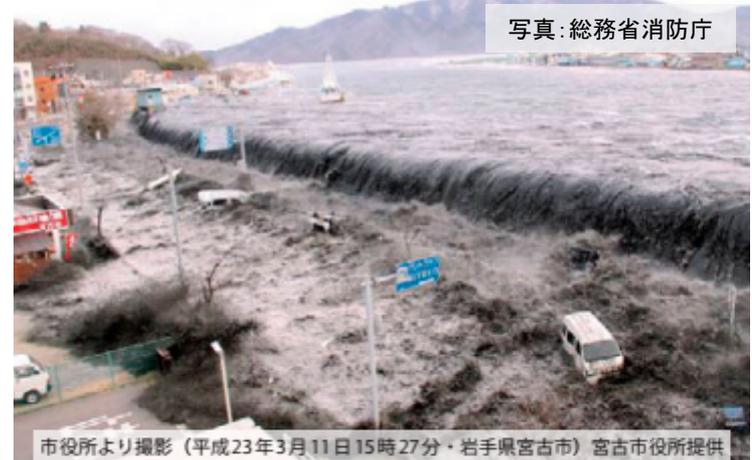


東日本大震災で観測された津波の高さ※1 出典:気象庁

## 東日本大震災の死者数(死因別) 出典:警察白書

死因	死者数(平成24年3月11日時点)	
溺死	14,308名	90.6%
焼死	145名	
圧死・損壊死・その他	667名	
不詳	666名	
合計	15,786名	※2

※2 検死済みの遺体数、死者数に震災関連死は含まない



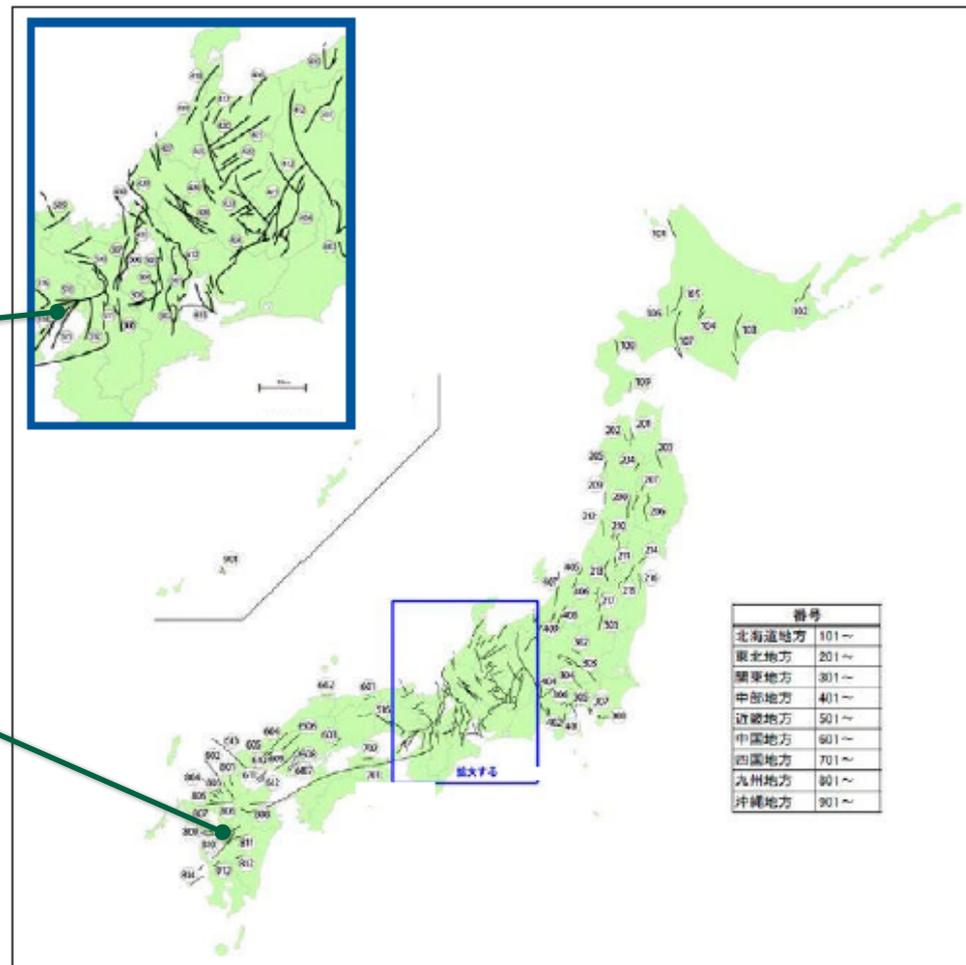
# 自然災害の発生要因

○我が国には、見つかったりだけで約2,000もの活断層がある。

- 活断層とは、通常は地表に現れている断層と認められる地形のうち、最近の地質時代(第四紀以降:最近約170~200万年)に活動し、今後も活動しそうなもの

	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)
発生日	平成7年1月17日
マグニチュード	7.3
死者 行方不明者	死者 6,434名 行方不明者 3名 (平成18年5月19日時点)

	平成28年熊本地震
発生日	平成28年4月14日 平成28年4月16日
マグニチュード	6.5 7.3
死者 行方不明者	死者 255名 (平成29年12月14日時点)



主な活断層 出典:平成29年版防災白書

参考資料:地震について(気象庁) <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/faq/faq7.html#4>

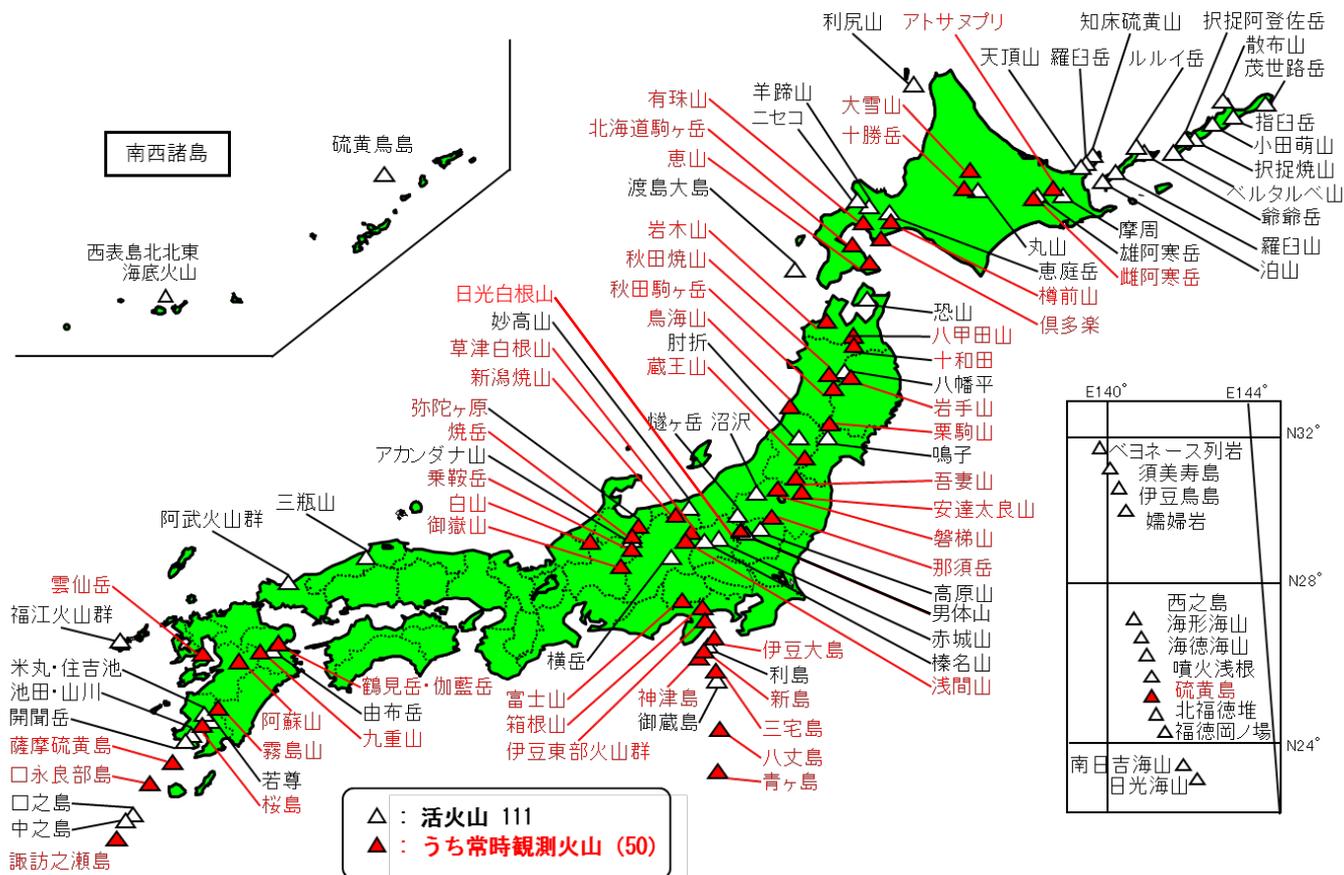
参考資料:活断層とは何か(国土交通省国土地理院) <http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/explanation.html>

# 自然災害の発生要因

○我が国は世界有数の火山国であり、111の活火山が存在している。

火山噴火予知連絡会は「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義

平成26年御嶽山噴火	
発生日	平成26年9月27日
死者 行方不明者	死者 58名 行方不明者 5名 (平成27年8月6日時点)

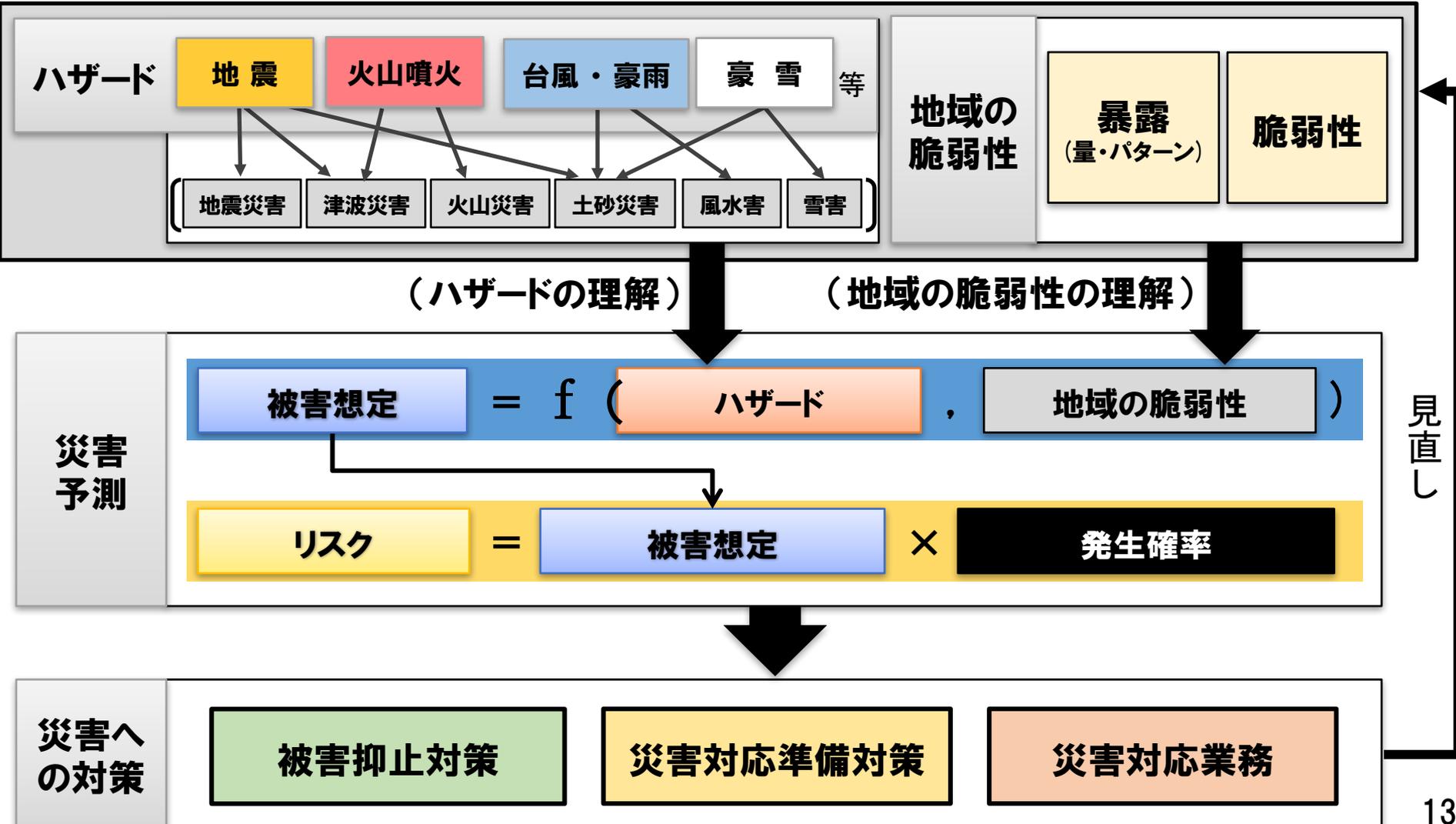


○常時観測火山とは、火山噴火予知連絡会において、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として50火山を選定。  
火山監視・情報センターにおいて火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

※平成28年12月1日より、常時観測火山として八甲田山、十和田、弥陀ヶ原を追加。  
※平成29年6月1日より、常時観測火山として男体山を追加。

# 地域の災害リスク(まとめ)

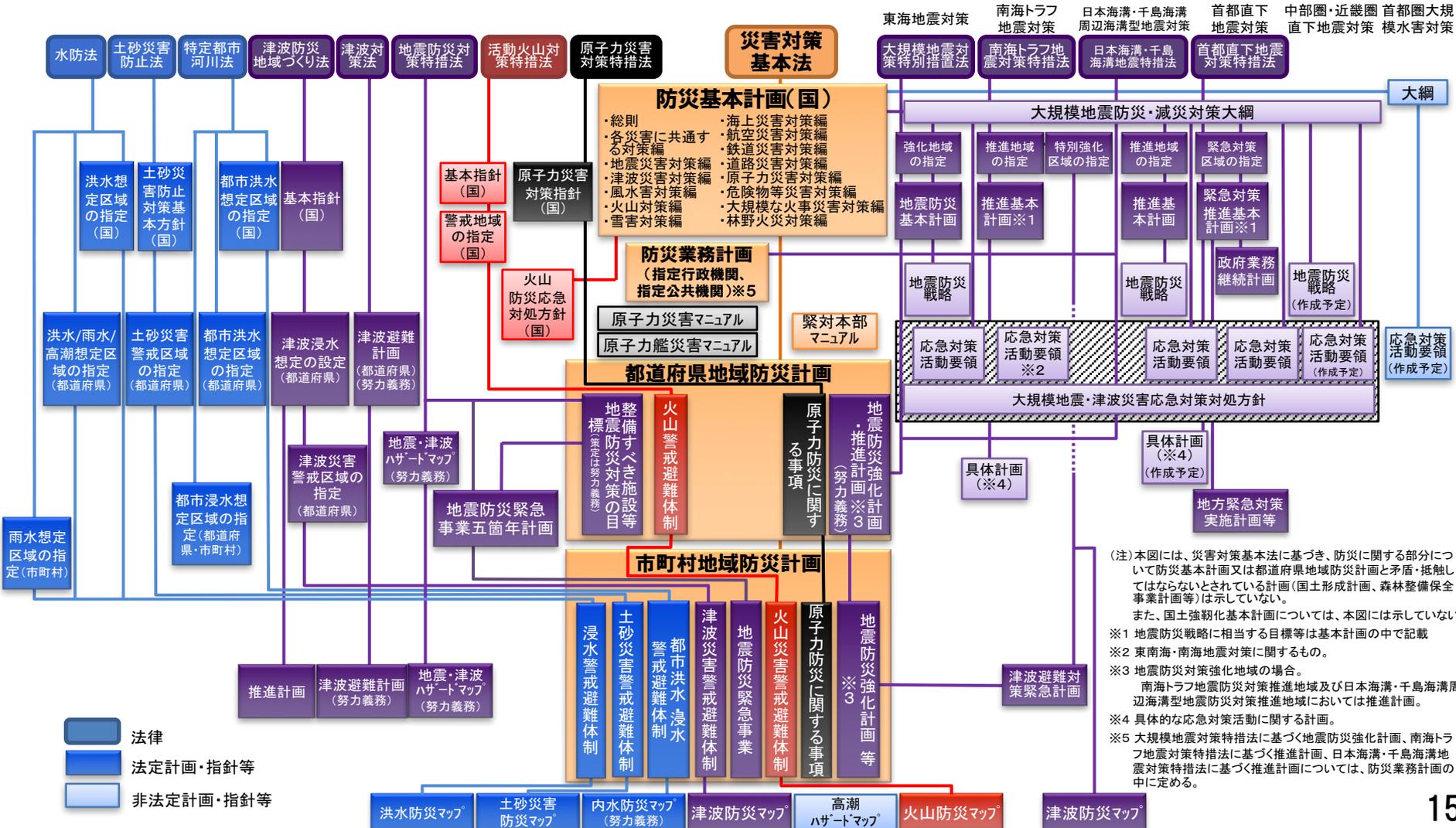
- 地域に影響を及ぼす恐れのあるハザードと地域の脆弱性を理解のうえ、地域における被害を予測し、その結果を基に災害対策を計画し、適宜見直しを図ることで、継続的に改善を図る。



## 2. 法制度・計画

# 法制度・計画

○「災害対策基本法」に基づく「防災計画」体系のほか、「個別法」に基づく「地震対策のための計画」体系や、ある災害に特化した「地域防災計画」に記載すべき事項を定めた「個別法」が存在。



# 防災の基本理念

○我が国の防災の基本理念は、災害対策基本法に規定されている。

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(総論としての)減災の考え方

自助・共助・公助の考え方

ソフト・ハードの組合せと不断の見直し

資源の最適配分による人命の保護

被災者の援護

速やかな復旧と復興

# 災害対策基本法の概要

○国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## 1. 防災に関する理念・責務の明確化

- 災害対策の基本理念 — 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 — 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 — 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

## 2. 防災に関する組織—総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

## 3. 防災計画—計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画

## 4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

## 5. 被災者保護対策

- 要支援者名簿の事前作成
- 災害時における、避難所、避難施設に係る基準の明確化
- 広域避難、物資輸送の枠組みの法定化
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充

## 6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

## 7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 → 政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動）

# 主な災害対策関係法律の類型別整理表

類型	災害対策基本法 予防	応急	復旧・復興
地震 津波	大規模地震対策特別措置法 津波対策の推進に関する法律 ・地震財特法 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律	・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法	<全般的な救済援助措置> ・激甚災害法 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業災害補償法 ・森林保険法 <災害税制関係> 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害法 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・借地借家特別措置法
火山	活動火山対策特別措置法		
風水害	河川法	水防法	
地滑り 崖崩れ 土石流	・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法		
原子力	原子力災害対策特別措置法		

大規模災害からの復興に関する法律

# 防災計画

- 「防災基本計画」は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で「防災業務計画」や「地域防災計画」の基本となるもの。
- 指定行政機関・指定公共機関は「防災業務計画」を、都道府県防災会議・市町村防災会議等は「地域防災計画」を作成。
- 災害対策基本法第40条、第42条の規定に基づき、都道府県防災会議・市町村防災会議等は、防災基本計画に基づき地域防災計画を作成、毎年検討し、必要に応じ修正。

防災計画の種類	計画作成機関	計画に定める主な事項
防災基本計画	中央防災会議 (会長：内閣総理大臣)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する総合的かつ長期的な計画</li> <li>・防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項</li> </ul>
防災業務計画	指定行政機関 (中央省庁)  指定公共機関 (独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、電力会社、ガス会社、道路会社、鉄道会社 など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事務について、防災に関しとるべき措置</li> <li>・所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項 (指定行政機関の防災業務計画)</li> </ul>
都道府県 地域防災計画  市町村 地域防災計画	都道府県防災会議 (会長：知事)  市町村防災会議(※1) (会長：市町村長)  (※1 市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域に係る防災に関し、関係機関(※2)の処理すべき事務又は業務の大綱</li> <li>〔※2 都道府県：指定地方行政機関、都道府県及び市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び区域内の公共的団体等市町村：当該市町村及び公共的団体等〕</li> <li>・当該地域に係る災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画</li> </ul>

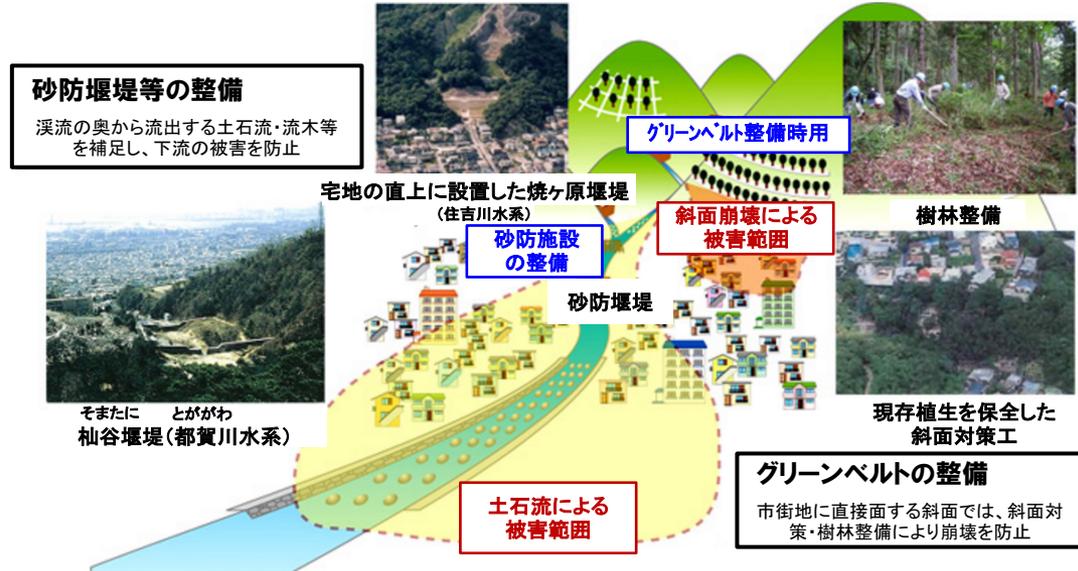
# 3. 災害への備え

# 国土の保全

○災害に強い国土の形成を図るため、国土保全事業を総合的、計画的に推進するとともに、構造物・施設等の耐震性、耐浪性等安全性の確保を図る。



治水対策



土砂災害対策



堤防



護岸

津波・高潮対策



水門

# 災害に強いまちづくり

○地震については、建築物や各施設の耐震性の強化を図り、浸水・津波や火山の噴火等についても必要なハード整備を行い、災害に対する安全性の確保を図る。



住宅の耐震補強



学校の耐震補強



地下街や地下鉄入口における  
止水板の設置



火山シェルターの整備



避難路の整備



津波避難ビルの整備

# 緊急輸送ルートの確保

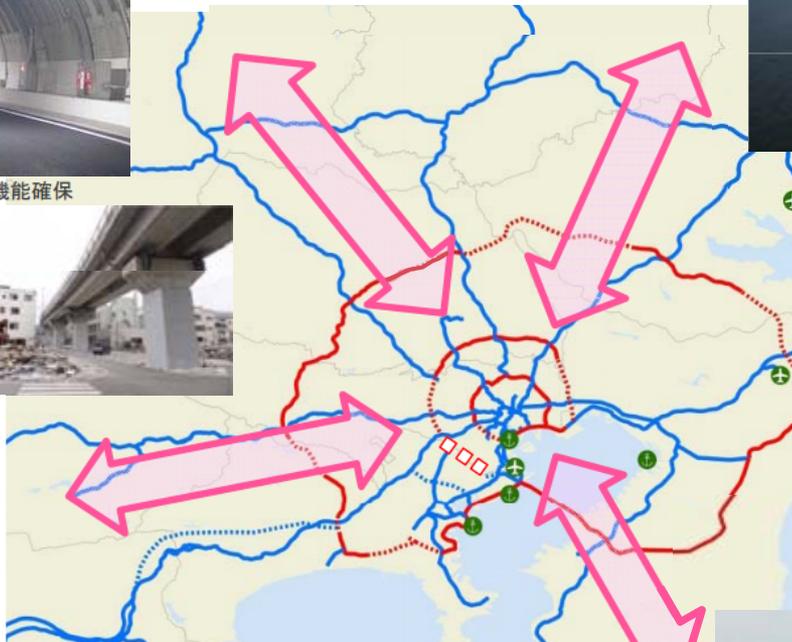
○大規模災害時の輸送ルートの確保のため、主要な道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設について、耐震対策を促進するとともに代替ルートを確保するための道路ネットワーク等の整備を図る。



首都圏3環状道路の機能確保



橋脚の耐震補強



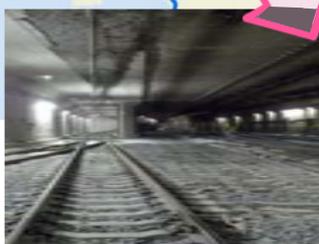
道路ネットワークと連結する岸壁の重点的な耐震化等



世界的な物流に対応した京浜港の機能強化



羽田空港滑走路の耐震化



鉄道施設の改良(折り返し施設の整備等)による機能低下の抑制



迅速な代替輸送

航空機の活用(広域代替)

# 地域防災計画

- 都道府県防災会議・市町村防災会議等は、防災基本計画に基づき地域防災計画を作成し、毎年検討を行い、必要に応じて見直す。(災害対策基本法第40条、第42条)
- 「防災基本計画(平成29年4月中央防災会議決定)」では、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるために、東日本大震災の教訓を踏まえて「地域防災計画」で重点を置くべき事項を示しているところ。「地域防災計画」の検討・見直しにあたっては、これを踏まえることが重要。

## 特に重点を置くべき事項(「防災基本計画(平成29年4月中央防災会議決定)」)

- ① **大規模広域災害への即応力の強化**
  - ・発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制の構築
- ② **被災地への物資の円滑な供給**
  - ・被災地のニーズを可能な限り把握、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みの構築
- ③ **住民等の円滑かつ安全な避難**
  - ・ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用
- ④ **被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援**
  - ・一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用
- ⑤ **事業者や住民等との連携**
  - ・市町村と地区居住者や事業者等との連携強化
- ⑥ **大規模災害からの円滑かつ迅速な復興**
  - ・復興計画の作成等による住民の意向を尊重した計画的な復興
- ⑦ **津波災害対策の充実**
  - ・ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりの推進
- ⑧ **原子力災害対策の充実**
  - ・緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置

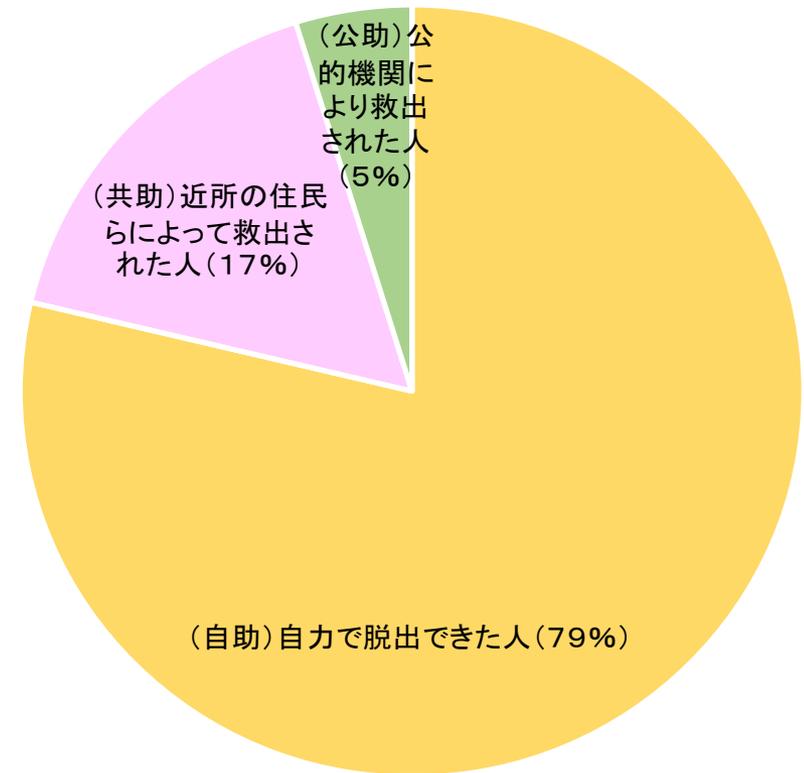
# 自助・共助・公助

- 国及び地方公共団体による災害対応(「**公助**」)とともに、自らの命と生活を守る「**自助**」の取組み、地域で助け合って安全を守る「**共助**」の取組みが重要な役割を果たす。
- 災害発生直後は、「**公助**」が行き渡らないため、「**自助**」「**共助**」の取組みがより重要になる。

## (自助の取組み)

- ・住宅の耐震化や家具類の転倒・落下防止対策
- ・家庭における食料等の備蓄(3~7日間)
- ・救命講習の受講・防災訓練への参加

瞬間的に倒壊した家屋 (=全壊家屋(104,906棟)の30%と推計)	約30,000棟 (=約57,000世帯)
兵庫県の世帯当たり人員(平成7年)	2.87人/世帯
瞬間的に倒壊家屋の下敷きになった人…(A)	164,000人 (100%)
(A)のうち、 自力で脱出できた人	129,000人 (79%)
救助を待った人…(B)	35,000人
(B)のうち、 公的機関により救出された人	7,900人 (5%)
近所の住民らによって 救出された人	27,100人 (17%)



河田恵昭「大規模地震災害による人的被害の予測」(『自然災害科学』16号所収)より。

# 業務継続計画 (BCP) の作成

- 都道府県及び市町村は、災害時に資源(人、物、情報等)が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、非常時優先業務の特定、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保のための対策などを取りまとめた業務継続計画を作成する。
- 業務継続計画の策定後は、職員に対する教育、訓練等を実施しながら計画の実効性を確認し、高めていくことが重要。

## 【市町村のための業務継続計画作成ガイド(内閣府:平成27年5月)】

- 人口が1万人に満たないような小規模市町村であってもあらかじめ作成していただきたい事項(重要な6要素)をまとめた
- 現時点の状況及び今後の検討事項を、記入例を参考に様式に記入していくことで、重要な6要素が整理できるように構成

### 《重要な6要素》

① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

③ 電気、水、食料等の確保

④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

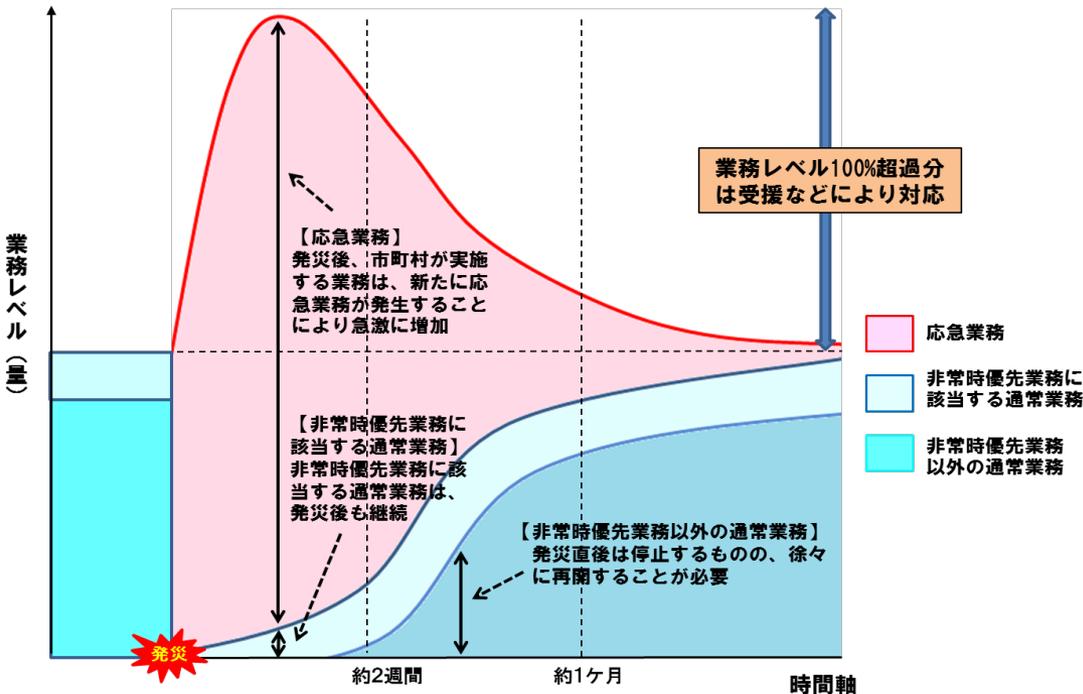
⑤ 重要な行政データのバックアップ

⑥ 非常時優先業務の整理

# 業務継続計画(BCP)の必要性

災害時による資源制約下においても、最低限必要な重要業務を継続させる必要  
⇒適切に業務を継続させるための体制をあらかじめ整えておくことが重要

- 災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。
- 業務継続計画をあらかじめ策定すること、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。



発災後に市町村が実施する業務の推移

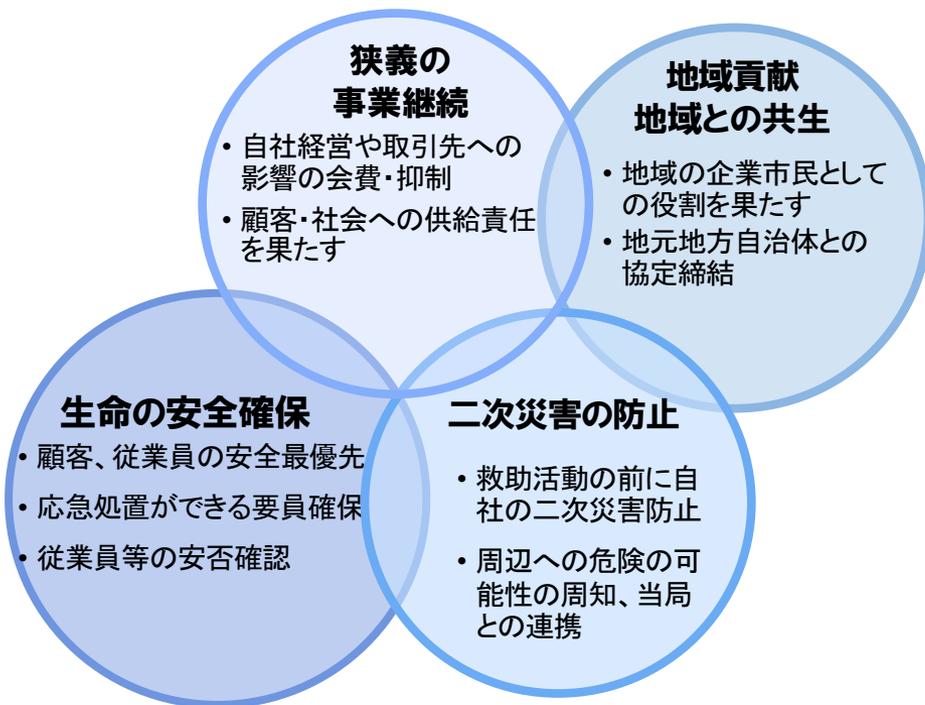
## 業務継続計画策定の効果

- 地域防災計画や災害対応マニュアルは必ずしも明らかではなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確化
- 災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施可能
- 自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上

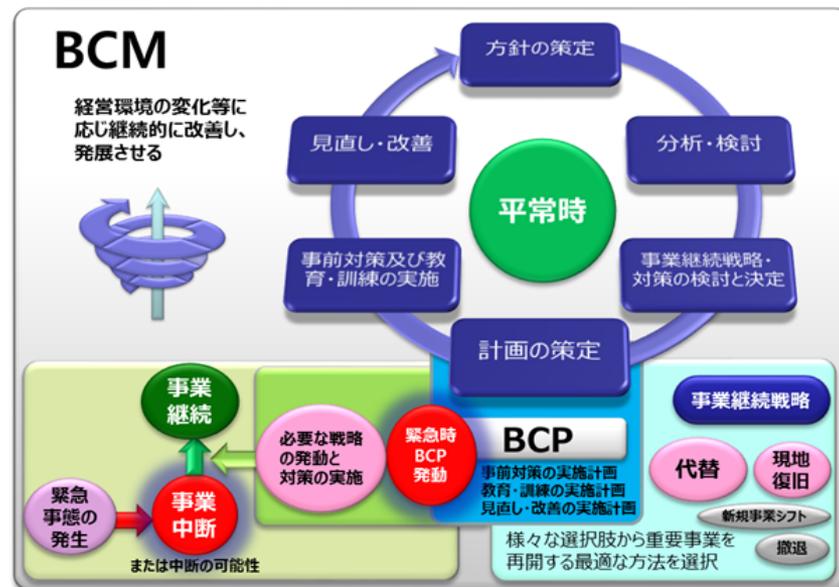
業務継続計画と併せて、外部からの円滑な応援の受け入れ体制(受援計画の策定)を整備することで、業務継続計画の実効性を確保することができる。

# 企業の事業継続体制の確保

- 企業の力を借りた方がうまく災害対応業務は多い。発災後、いかに早く、有効に企業と連携できたかで、災害対応の効果に大きな差が出たのが過去の教訓
- 特に、専門性のある災害対応業務は、災害協定を活用して平常時から準備を行う。
- 一方、連携には、企業の事業継続の必要性、企業の事情などを認識することも必要



災害時に企業の果たす役割  
事業継続(広義)では他3項目も当然包含する

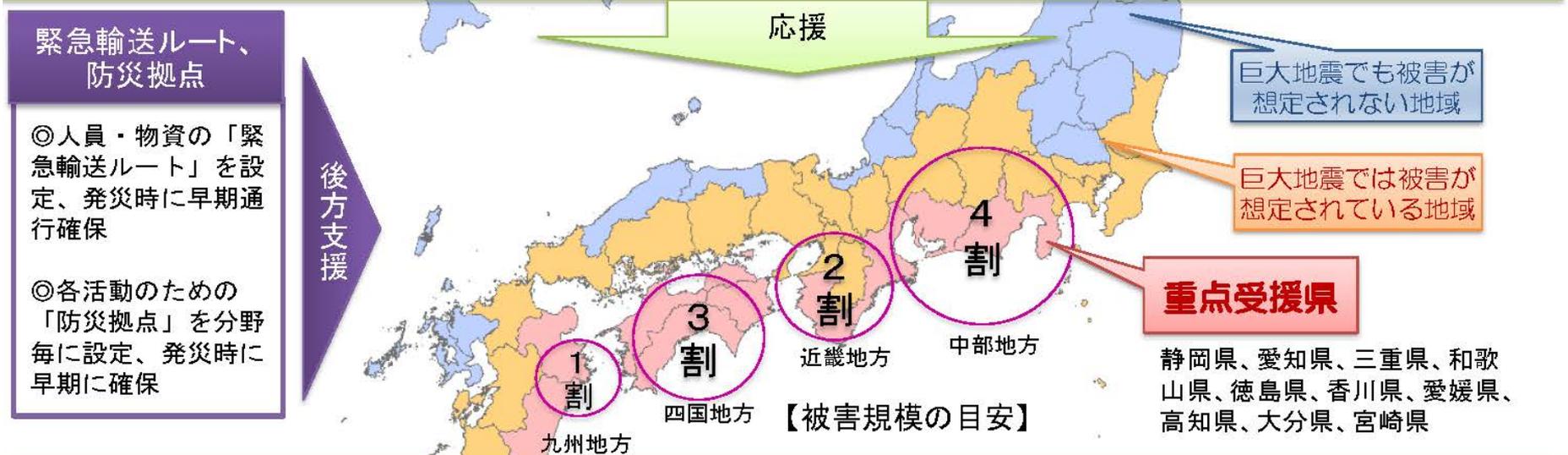


事業継続計画(BCP)と事業継続マネジメント(BCM)の関係(イメージ)

# 『南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画』の概要

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス
<p>◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)</p> <p>○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察 : 約1.6万人</li> <li>・消防 : 約1.9万人</li> <li>・自衛隊 : 約11万人(※) 等</li> </ul> <p>※重点受援県に所在する部隊を含む。</p> <p>○応援地方整備局等管内の国交省TEG-FORGEの派遣 : 約1,360人</p> <p>◎航空機約580機、船舶約520隻</p>	<p>◎DMAT(登録数1,571チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</p> <p>◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)</p> <p>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</p>	<p>◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水 : 応急給水46万m<sup>3</sup> (1~7日)</li> <li>・食料 : 7200万食</li> <li>・毛布 : 570万枚</li> <li>・育児用調製粉乳 : 23t</li> <li>・大人/乳幼児おむつ : 480万枚</li> <li>・簡易トイレ等 : 5400万回</li> <li>・トレットペーパー : 360万巻</li> <li>・生理用品 : 500万枚</li> </ul>	<p>【燃料】</p> <p>◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給</p> <p>【電力・ガス】</p> <p>◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給</p>

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)



## 具体計画のポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例:24hで広域移動ルートを確認、広域応援部隊が順次到着、等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

# 『首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画』の概要

## 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎1都3県以外の43道府県の広域応援部隊の派遣(最大値)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察 : 約1.4万人</li> <li>・消防 : 約1.6万人</li> <li>・自衛隊: 約11万人(※) 等</li> </ul> </li> <li>◎航空機450機、船舶330隻 ※ 1都3県に所在する部隊を含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎DMAT(登録数1,426チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与</li> <li>◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)</li> <li>◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎発災後4~7日に必要な物資を調達し、被災都県の拠点へ輸送                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水: 22万㎡(1~7日)</li> <li>・食料: 5,300万食</li> <li>・毛布: 34万枚</li> <li>・大人/乳幼児おむつ: 416万枚</li> <li>・簡易トイレ等: 3,150万回分</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎石油業界の系列を越えた供給体制の確保</li> <li>◎緊急輸送ルート上の中核SS等への重点継続供給</li> <li>◎災害拠点病院等の重要施設への要請に基づく優先供給</li> </ul>

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)



### 【本具体計画のポイント】

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定
- ②1都3県における巨大過密都市を襲う膨大な被害の様相を踏まえた対応を反映  
(例: 深刻な道路交通麻痺に対応するための道路啓開及び滞留車両の排除や交通規制、救助活動拠点の明確化、膨大な傷病者に対応するため「災害拠点病院」機能の最大限の活用 帰宅困難者対応 等)

# 受援体制の整備

○災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるように、防災業務計画や地域防災計画等に受援体制を位置付けて必要な準備を整える。

## 受援体制検討項目(例)

### •受け入れ体制

支援県・応援県等との調整窓口担当の設置  
支援県・応援県等との連絡調整方法  
災害相互応援協定の締結

### •活動拠点の確保

応援要員の活動拠点  
医療搬送拠点  
応援物資拠点  
応援要員の宿泊(仮眠)場所

### •活動内容・活動体制

応援内容の調整  
電源、通信、連絡手段の確保、  
侵入ルートの確保、

### •災害ボランティアの受け入れ

### •応援要請等の手続き

## 受援体制検討対象機関(例)

### •警察

### •消防

### •自衛隊

### •海上保安庁

### •他の地方公共団体(広域連携)

### •医療救護(DMAT等)

### •物資調達(協定業者・トラック協会等)

### •災害ボランティア

# 関係機関等との連携

- 都道府県・市町村は、人的・物的資源を効果的にマネジメントするため、地域防災計画に受援のための体制を位置付ける。
- 連携の実効性を高めるため、他の地方公共団体や民間企業と応援協定を締結して、受援先の指定、連絡先・要請の手順等を定めておく。
- 迅速かつ円滑に応援を受けるために、受入環境を整備するとともに、共同訓練を実施し、訓練を通じて体制を検証して、見直す。

## 受援に係る体制

(人的・物的資源を効果的にマネジメントするための体制)

- 依頼先の指定、連絡先・要請の手順、役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等を規定

### 公的機関の応援 (要請等)

- ・ 国(指定行政機関)
- ・ 自衛隊
- ・ 海上保安庁
- ・ 緊急消防援助隊
- ・ 警察災害派遣隊
- ・ TECC/FORCE
- ・ 医療関係(DMAT等)
- ・ 指定公共機関
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 地方公共団体

### 民間の応援 (協定)

- ・ 医師会
- ・ 薬剤師会
- ・ 医薬品等調達関係
- ・ 病院
- ・ 放送事業者
- ・ 輸送・倉庫協会
- ・ 燃料組合
- ・ スーパー・コンビニ
- ・ 介護事業者
- ・ ホテル・ホール
- ・ 動物救護関係等

### (自発的)

- ・ 民間企業等
- ・ 防災ボランティア

受入環境の整備、共同訓練の実施を通じた体制の検証・見直し

# ボランティアの受入、活用

- 大規模災害が発生した場合、行政による「公助」には限界がある。行政の手が回りきれない災害救援や復旧などにボランティアを最大限活用すべき。
- 初動対応で手が回らない状況の中であっても、被害の大きさや被災者支援の必要性などから「災害ボランティアセンター」設置を判断し、速やかに開設することが重要。
- 社会福祉協議会やNPO等のボランティア団体と協働して、センターの設置場所の確保、受入体制の構築、人材・物資・資金の確保等について検討し、マニュアルを作成し、研修・訓練を行うなど、日頃から準備を進めておくことが重要。

## ＜主な事前準備＞

- ・ 災害ボランティアセンター設置場所の確保、運営用備品の準備
- ・ 防災ボランティアの受入・調整のための体制構築
- ・ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成
- ・ センター運営担当職員やボランティアスタッフに対する研修・訓練の実施



家屋周辺の泥だしの様子



救援物資を届けている様子

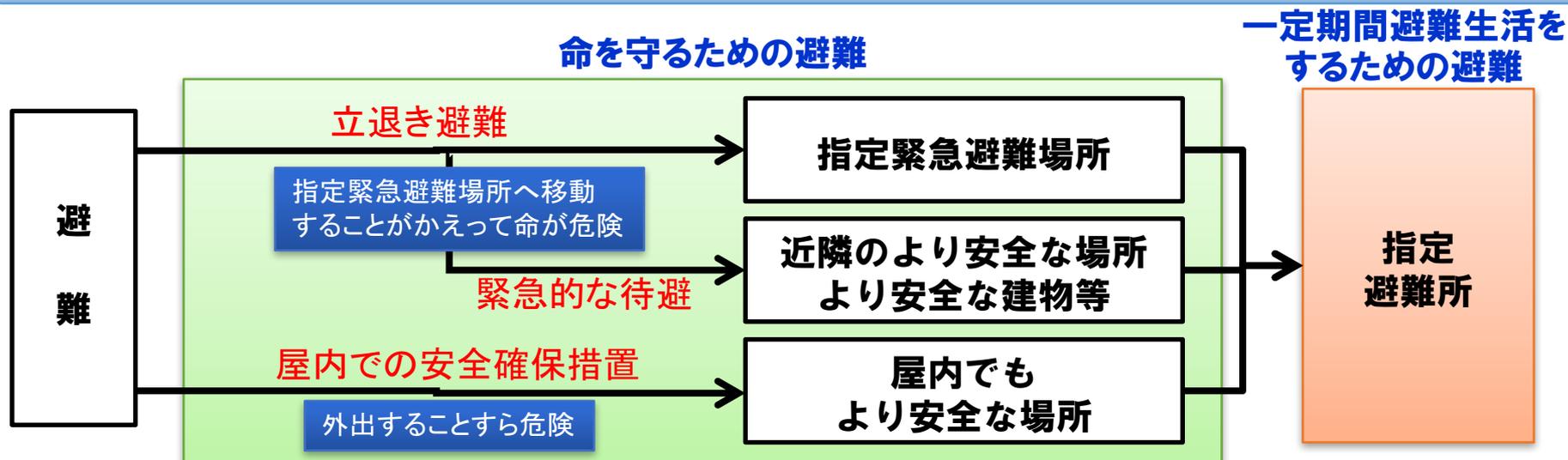


避難所での足湯の様子



# 避難場所・避難所の指定、避難行動要支援者名簿の作成

- 市町村長は、災害の危険から命を守るために避難する場所として災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を、災害により住宅を失った場合等において避難生活をする場所として「指定避難所」を指定しなければならない。（災害対策基本法第49条の4）（災害対策基本法第49条の7）
- 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、「避難行動要支援者名簿」を作成しておかなければならない。（災害対策基本法第49条の10）



## 指定緊急避難場所の整備

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ①指定緊急避難場所の指定・周知 | ②施設開放担当等の管理体制整備 |
| ③避難場所・避難道路の安全確保 | ④避難場所開設マニュアルの作成 |

## 指定避難所の整備

- |                   |               |                |
|-------------------|---------------|----------------|
| ①避難所の組織体制と応援体制の整備 | ②指定避難所の指定・周知  | ③指定避難所の施設整備    |
| ④避難所における備蓄等       | ⑤要配慮者に対する支援体制 | ⑥避難所運営マニュアルの作成 |

# 避難所運営体制整備

○市町村は、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが必要。

## 平常時における対応

### 1. 避難所の組織体制と応援体制の整備

- ・「避難所運営準備会議(仮称)」の設置
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施

### 2. 避難所の指定

- ・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用の検討
- ・福祉避難所の整備

### 3. 指定避難所等の周知

- ・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備
- ・指定した福祉避難所に関する情報の周知

### 4. 避難所における備蓄等

- ・食料・飲料水の備蓄(アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等)
- ・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討

### 5. 避難所運営の手引(マニュアル)の作成

- ・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと
- ・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備

# 要配慮者の避難支援体制づくり

- 災害発生時には、要配慮者への実効性のある避難支援が必要  
**避難行動要支援者名簿を活用し、迅速な避難支援体制を構築する。**

## 【平常時】

〔市町村〕

- ・要配慮者の把握
- ・避難行動要支援者名簿の作成

〔市町村から避難支援等関係者へ〕

- ・名簿情報提供（本人同意が原則）

〔市町村・要配慮者・避難支援等関係者〕

- ・地域の特性や実情を踏まえた具体的な避難方法等についての個別計画作成
- ・要配慮者参加の防災訓練実施
- ・住民相互の顔の見える地域づくり 等

平成28年度中に、ほぼ全ての市町村において避難行動要支援者名簿を作成予定  
（平成28年度消防庁調査による）

⇒ **避難支援の実効性を確保するためには、個別計画の策定を進めていく必要**

## 【災害発生時】

〔市町村〕

- ・避難支援等関係者に対し名簿情報提供（緊急時は本人同意不要）

〔避難支援等関係者〕

- ・個別計画に基づき避難支援の実施



**迅速な避難支援・安否確認等の実施**

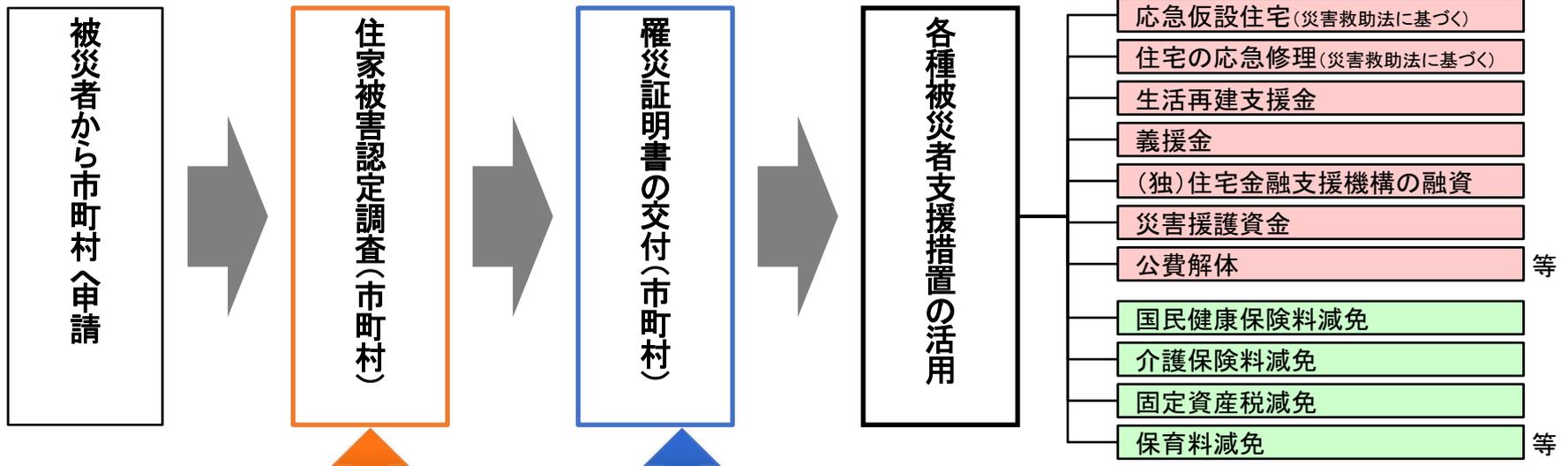
※避難支援等関係者：消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織 等

※根拠法：災害対策基本法 第49条の10～13

# 罹災証明書の交付等に係る体制整備

- 市町村長は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や、被災者生活再建支援金の支給等の各種被災者支援策の適用に必要な「罹災証明書」を、遅滞なく交付する。
- 公平・公正・迅速に罹災証明書を交付できるよう、住家被害認定調査の専門的知識・経験を有する職員の育成や、他地方公共団体・建築関係団体などの民間団体との応援協定の締結等、あらかじめ実施体制を整備する。
- 被災者支援業務の効率化や被災者の負担軽減等のために、被災者情報を一元的に管理する「被災者台帳」を迅速に作成するための体制を、あらかじめ整備する。

## <罹災証明書の交付の流れと備え>



罹災証明書交付等のための備え

- ### 住家被害認定調査の体制整備
- ・担当部署、コーディネーターの確定
  - ・他地方公共団体や建築関係団体など民間団体との応援協定の締結
  - ・資機材準備
  - ・住家被害認定調査の研修・訓練 等

- ### 罹災証明書の交付体制整備
- ・担当部署、担当職員の確定
  - ・罹災証明書交付マニュアル作成
  - ・交付会場・資機材の事前準備
  - ・交付手順の習得のための研修 等

- ### 被災者台帳の作成体制整備
- ・情報収集・管理のための仕組みの検討
  - ・被災者台帳作成マニュアルの作成 等

# 普及啓発の取り組み

○内閣府では、各種防災教育教材を作成し、PTA、公民館、図書館等で配布するとともに、内閣府のホームページに掲載することで、国民の防災に関する取り組みの普及啓発を実施。

## ■「みんなで減災」

普段の生活の中に「減災」を実践するチャンスがたくさん隠れていることを、減災マンガのストーリーを通して訴求。簡単なチェックリストを用いて備え度のチェック、おさらいクイズを用いて、理解度のチェックもできるようになっている

## ■「減災の手引き」

「やればできる！減災」をテーマに「今すぐできる7つの備え」を紹介している。地震、津波、台風、洪水など、待ったなしでやってくる自然災害に、地域住民が力を合わせて立ちむかうためにどのような「備え」をすればよいのかを訴求

## ■「地域における防災活動のきっかけづくり 情報・ヒント集」

商店街などの地域における企業や地域コミュニティが、防災活動に「共助」の精神で集い、お互いに知見を出し合い、連携して実践的な活動を展開した事例をまとめている

## ■「災害イマジネーション」

実際に被災したらどうなるかをイメージしてもらうために、一日前プロジェクトを活用して作成したもの。防災リーダー等の教育補助ツールを想定



# 災害教訓の伝承

- 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理、適切に保存し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開する。
- 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝える。

## ■ 災害教訓を石碑で伝承している事例 (岩手県宮古市重茂姉吉地区)

- 昭和三陸地震(昭和8年)の津波被害の教訓を刻んだ石碑(大津波記念碑)が建てられており、「此処より下に家を建てるな」との文字が刻まれている
- この石碑より高い場所に住居を構えていた住民は、東日本大震災の津波による建物被害を受けなかった
- このことが示すように、過去の災害の教訓・伝承を次世代に受け継いでいくことは、災害被害を軽減する上で重要



大津波記念碑  
(岩手県宮古市重茂姉吉地区)

# 防災訓練の実施／計画の継続的な改善

○訓練を通じて計画の検証や活動手順、技術の習得を図ることが、迅速・的確に災害対応業務を実施するためには不可欠。

○「訓練でできないことは本番ではできない。」

訓練をあなどらず、市町村長自らが訓練に参加して、危機管理能力を身につけることが重要。

## 防災活動計画の習得・検証



- 防災計画や災害時の行動マニュアルに記載されている体制と活動手順などの習得と実行性・実効性の検証のための訓練
  - 具体的な被害想定に基づいた状況を付与する「ブラインド形式」の実動訓練や図上訓練が有効
- (例) 災害対策本部運営訓練、情報収集・伝達訓練、他機関等と共同した連携訓練

## 防災技術の習得



- 現場などでのそれぞれの災害対応を習熟し、技術を向上させるための訓練
  - 使用する設備や機材の取り扱い方法や手順を実際に使って実施
- (例) 参集訓練、災害対策本部の立上げ訓練、通信訓練

# 「災害への備え」のまとめ

- 「災害への備え(災害予防)」は、「被害抑止対策」と「災害対応準備対策」からなる。
- 「被害抑止対策」は、国土保全対策、建物等の耐震化、施設・設備の耐震化・保守管理など、ハザードによる被害の発生を予防・抑制するための事前対策。
- 「災害対応準備対策」は、体制整備、備蓄や資機材等の整備、訓練など、災害時に実施する災害対応業務を迅速かつ円滑に実施するための事前対策。

<公助> (国、都道府県、市町村)
相互協力 (官民連携、関係組織等)
<自助・共助> (家族、事業所、地域)

災害への備え(災害予防)

## 被害抑止対策

- ・国土保全の諸対策
- ・土地利用
- ・建築規制
- ・施設、設備の耐震化
- ・予測、観測の充実・強化 等

- ・住宅、建築物の耐震化
- ・家具類の固定
- ・施設、設備の耐震化
- ・浸水防止対策 等

### 計画策定・標準化

- ・業務継続計画の策定
  - ①首長不在時の代行順位、職員参集体制／
  - ②代替庁舎の特定／③電気・水・食料等の確保／④多様な通信手段の確保／⑤重要データバックアップ／⑥非常時優先業務の整理 等
- ・備蓄・対応機材の確保
- ・訓練による継続的改善 等

### 官民パートナーシップ

- ・官民協定締結
- ・地域の防災資機材等の整備
- ・災害ボランティアの受入れ体制整備
- ・官民連携の訓練 等

### 支援・連携

- ・自主防災活動
- ・地区防災計画の策定
- ・企業の事業継続計画の策定
- ・民協定締結
- ・備蓄、対応機材の確保
- ・訓練による継続的改善 等

## 災害対応業務

(警報避難、応急活動、被災者支援、復旧復興)

### 被災自治体が行わなければならない業務

- ・被災状況等の情報収集
- ・応援要請、受援対応
- ・広報活動、住民意向把握 等

### 自治体が他の主体に応援・支援を求められる業務

- ・救助、救急、消火活動
- ・物資支援、医療、保健活動
- ・ボランティアの受入れ 等

### 自助・共助が中心となる取組

- ・初期消火
- ・安否確認
- ・初期救助
- ・避難誘導
- ・避難所運営の一部 等

# 4. 直前対策

# 初動対応の心構え

- 災害時に市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要。
- 市町村長は平常時から、トップとしての心構えや、自身がとるべき行動について頭に刻み込んでおく。

## 1. 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける ②体制をつくる ③状況を把握する ④目標・対策について判断(意思決定)する ⑤住民に呼びかける、の5点である。
- (3) 市町村長が最初に自ら判断すべき事項は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

## 2. 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合(または発生が予想される場合)は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎(災害対策本部設置予定場所)に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、予め特別職の権限代行者(副市町村長等)を定め、周知しておく。災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる態勢をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制(宿日直体制・緊急参集体制)をあらかじめ構築しておく。

## 3. 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

## 4. 避難勧告等の的確な発令

- (1) 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難勧告・避難指示を発令すること。避難勧告・避難指示の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。
- (2) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3) 平常時から、気象情報等に対応した避難勧告等の発令基準を設定しておくことは、避難勧告等のスムーズな発令をするうえで欠かせない。
- (4) 避難勧告等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

## 5. 都道府県・消防機関・自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県・消防機関・自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

## 6. マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

# 気象庁が発表する主な防災気象情報

情報の種類	情報の役割
<b>気象</b> 特別警報、 警報、注意報	特別警報: 重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を示して行う警報 警報: 重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報 注意報: 災害の起こるおそれがある旨を注意して行う予報
<b>気象情報</b>	台風その他の気象等についての情報を発表するもの 警報等に先立つ警戒・注意の喚起や、警報等発表中に現象の経過等を解説する役割を持つ
記録的短時間 大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときに発表する情報
土砂災害 警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する情報
台風情報	台風が発生した場合及び日本への影響が大きくなった場合において、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起するために発表する情報
津波情報	地震が発生した時に、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表する情報
火山情報	全国110の活火山を対象とした、観測・監視・評価の結果に基づく噴火警報・予報を、気象庁が噴火災害軽減のために発表する情報

# 避難勧告等の発令

- 市町村長は、災害の種類ごとに、あらかじめ「避難勧告等発令の判断基準」を設け、避難の必要性を迅速かつ適切に判断し、躊躇することなく発令。
- 「空振り」を恐れず、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達する。
- 要配慮者については、明るい時間帯から早めの避難準備行動を促す。
- 避難勧告等の円滑な発令のため、平常時から避難勧告等の発令基準を設定しておく。

## ○段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を確保する

- ・ 気象状況を踏まえた体制移行の判断基準をあらかじめ設定し、職員に周知しておく。
- ・ 判断基準は、可能な限り定量的かつ分かりやすい指標を示す。
- ・ 避難勧告等は、立ち退き避難が必要な対象地域をできるだけ絞り込み発令する。

## ○「命を守る」ということを最優先に、躊躇することなく迅速に、住民に避難勧告等を伝達することが必要。「空振り」は許されるが「見逃し」は許されない

- ・ 市町村長は、避難のための立ち退きが必要と認める地域の居住者等に対して、避難情報（「避難準備・高齢者等避難開始」※、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」※の3種類）を発令する。

【避難準備・高齢者等避難開始】市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き準備を促す情報

高齢者等避難に時間を要する人には避難を開始するよう求める情報

【避難勧告】市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること

【避難指示（緊急）】市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること

※平成28年12月26日に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」上で規定されている名称を変更

- ・ 気象台、国土交通省河川事務所、都道府県等の「専門家」から助言は有効。
- ・ 「立ち退き避難」が必要な住民等と、「緊急的な待避場所」への避難や「屋内での安全確保措置」が必要な住民等、それぞれの避難行動をとるよう伝達する。

## ○様々な伝達手段を組み合わせ、同じ情報を広く確実に伝達する

# 「避難勧告等に関するガイドライン」

○自然災害のおそれが高まった際に市町村が出す避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって、市町村担当者が参考とすべき事項を示したガイドライン。(H17.3策定、H26.9改定、H27.8一部改定、H29.1改定)

## 1. 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方について

- ・避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- ・平時から居住者等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知すること
- ・近年の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるような情報提供を行うこと
- ・地域での声かけ、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供をすること

## 2. 要配慮者の避難の実効性を高める方法について

- ・要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、災害計画を作成することとなっている。施設毎の規定については、災害計画は自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること
- ・要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるように、福祉担当部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくこと
- ・災害計画の実効性の確保や、避難訓練の確実な実施を徹底するとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認すること

## 3. 躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築について

- ・災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- ・全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を構築すること
- ・いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平常時から構築しておくこと
- ・予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること
- ・上記について、実践や訓練を通じて改善を重ねていくこと

# 避難行動（安全確保行動）の考え方

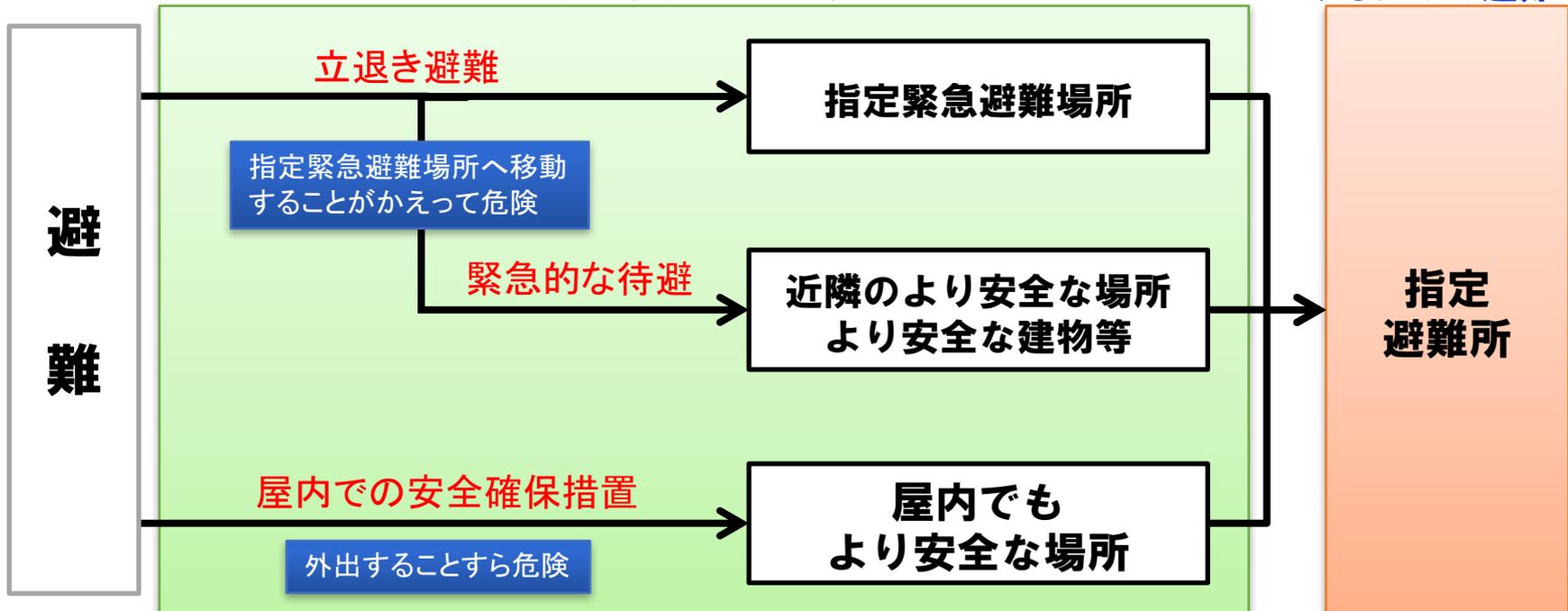
- 「立退き避難」は、指定緊急避難場所へ移動することが原則。
- 指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険な場合には、「緊急的な待避」をとる。
- 外出することすら危険な場合には、「屋内での安全確保措置」をとる。
- 洪水、津波など、異常な現象の種類ごと(ハザード別)に指定緊急避難場所を指定。

【指定緊急避難場所】 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所

【指定避難所】 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設

命を守るための避難

一定期間避難生活をするための避難



# 「直前対策」のまとめ

- 「避難」は災害から命を守るための行動。
- 避難勧告等は、空振りを恐れず、早めに出す。
- 屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」のひとつ。

## ○指定避難所

災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間滞在する施設  
※市町村が指定

## ○屋内安全確保

あらかじめ2階など上階へ待避すれば命が助かる場合や、屋外への移動によりかえって命に危険が及ぶ場合は屋内安全確保をする。

## ○指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、土砂災害、洪水、津波等のハザード別に市町村が指定する施設

## ○緊急的な待避場所

土砂災害のように極めて突発性の高い災害の際には民間のマンション等に緊急的に待避することも検討する  
※指定はされていない

# 5. 被災後の対応

# **5-1 【災害応急対策】**

## **発災直後の対応**

# 災害発生時における政府の初動対応



災害情報の受信・連絡  
 ・官邸対策室の設置  
 ・非常参集要員及び各省庁に一斉連絡

○緊急参集チームによる事態把握、初動対応集約・調整等  
 ○防災担当大臣のリーダーシップのもと対応を協議  
 ○情報先遣チーム及び政府調査団の派遣決定

閣議

関係省庁災害対策会議の開催  
 (関係省庁の課長級)

非常災害対策本部の設置  
 (本部長: 防災担当大臣)

緊急災害対策本部の設置  
 (本部長: 内閣総理大臣)

**緊急参集チーム**  
 主 宰: 内閣危機管理監  
 構成員: 内閣府政策統括官(防災担当)  
 警察庁警備局長  
 消防庁次長  
 防衛省運用企画局長  
 ほか関係省庁の局長級

(参集基準)  
 ・東京23区内で震度5強以上の地震発生時  
 ・東京23区以外の地域で震度6弱以上の地震発生時  
 ・大津波警報発表時

**政府調査団**  
 団 長: 防災担当大臣(又は内閣府副大臣、内閣府大臣政務官)  
 構成員: 内閣府大臣官房審議官(防災担当)  
 関係省庁の課長級

大規模地震(震度6強以上)発生時には、閣僚は、利用可能なあらゆる手段を用いて、速やかに参集(参集場所)  
 ①官邸(危機管理センター)  
 ②内閣府(中央合同庁舎8号館)  
 ③防衛省(中央指揮所)  
 ④立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)

平成23年台風12号災害、平成26年豪雪、平成26年8月豪雨、平成26年御嶽山噴火、平成28年熊本地震等で設置

・東日本大震災(H23.3.11)で初めて設置  
 ・首都直下地震・南海トラフ地震クラスを想定



平成28年鳥取県中部地震に係る関係省庁連絡会議の様子

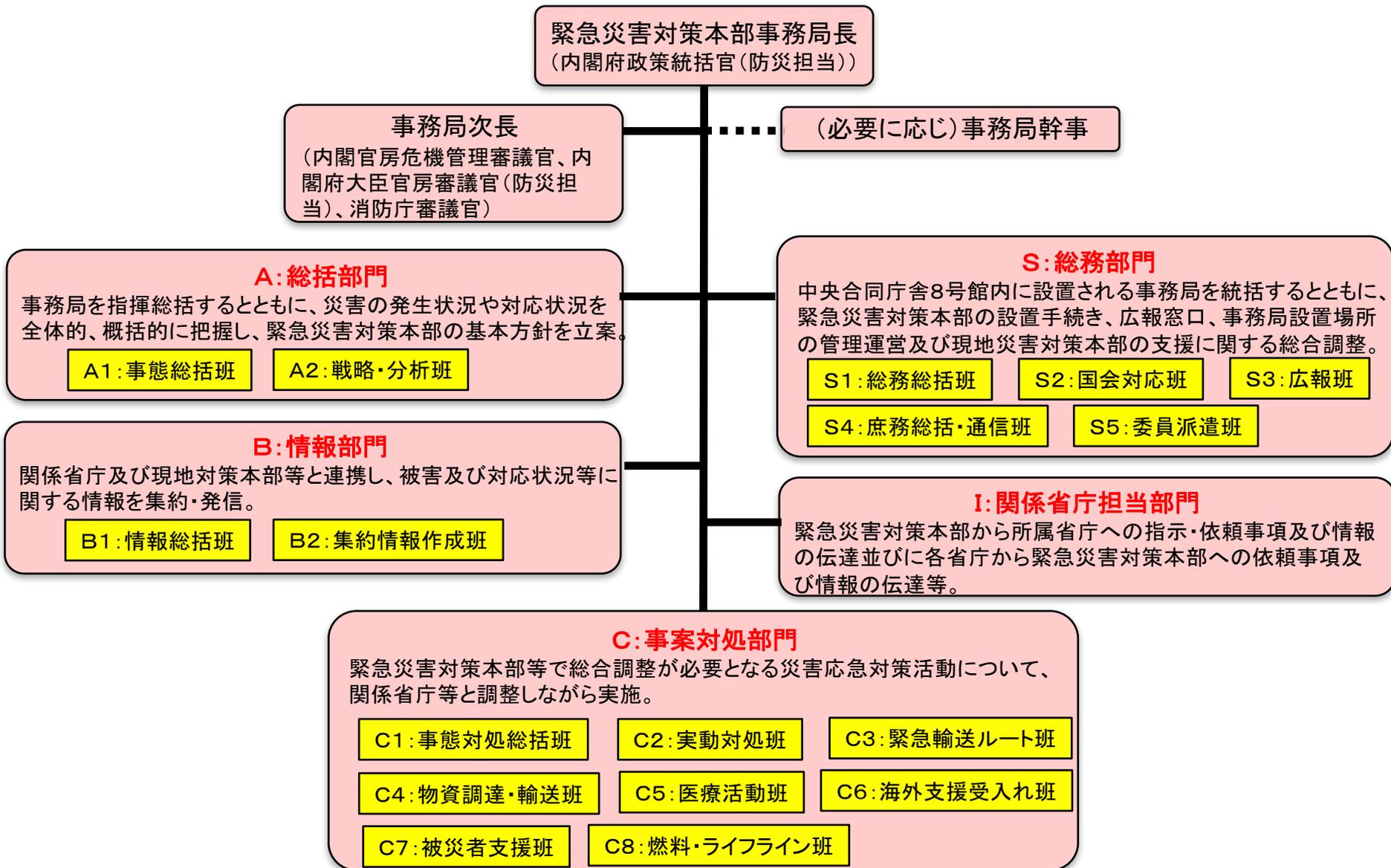


平成28年熊本地震非常災害対策本部の様子

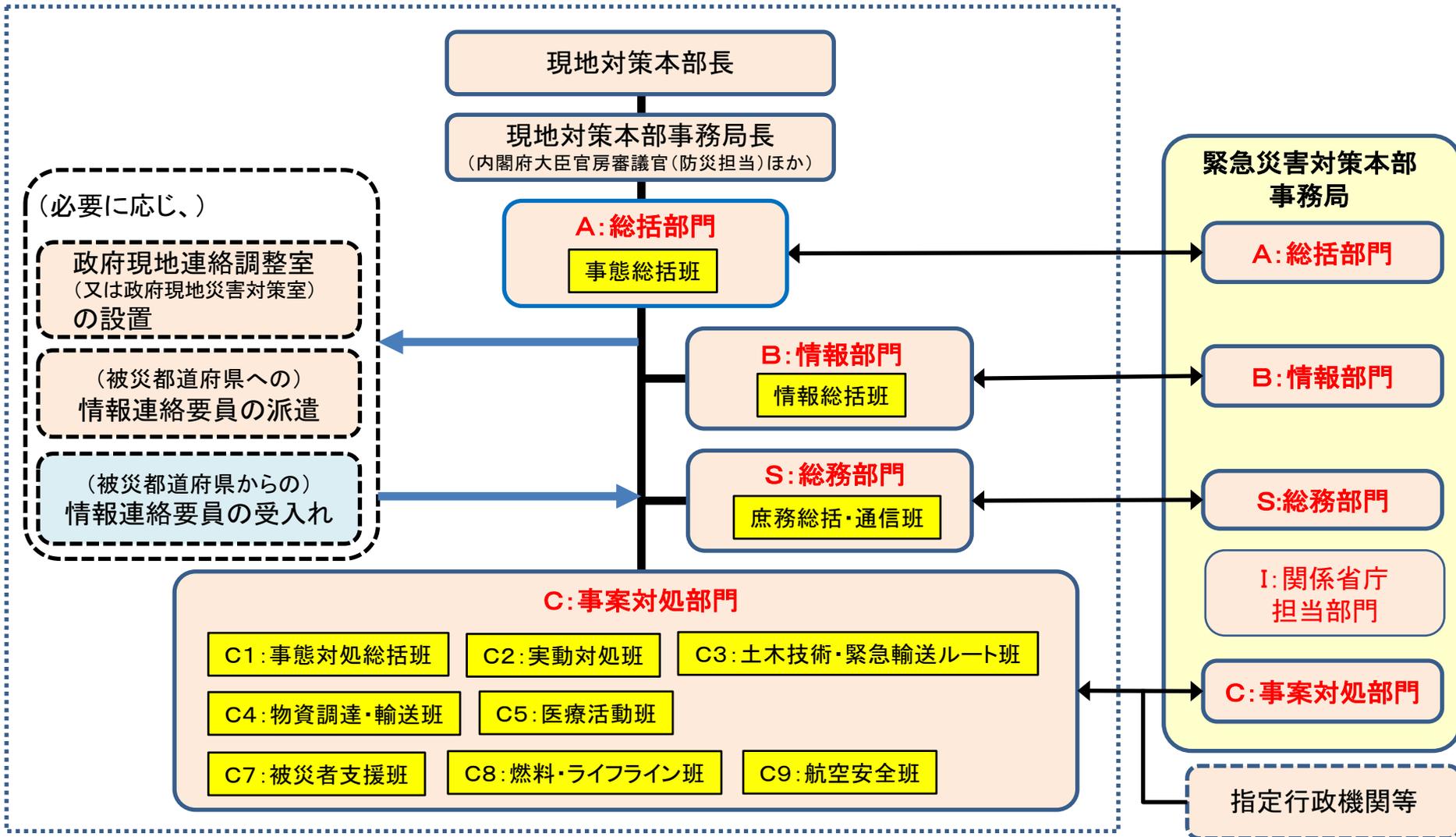


平成28年台風第10号災害に係る現地調査の様子

# 緊急災害対策本部の事務局編成



# 現地对策本部の編成



# 災害情報の収集・連絡

## 【通信手段の確保】

- 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

## 【応援依頼の判断のための情報収集】

- 災害発生直後は、関係機関への応援依頼の要否を判断するために、被害規模を推定するための概括的被害情報の収集を行う。

## 【災害発生直後の被害情報等の収集・報告】

- 市町村は、人的被害の状況（行方不明者数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告する。
- 都道府県は、市町村等から情報を収集すると共に、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、市町村が報告できない場合はあらゆる手段を尽くして情報収集を行い、国（消防庁）に報告する。
- 人的被害数（死者・行方不明者数）については、都道府県が一元的に集約、調整を行う。

# 応援要請と応急対策

- 発災直後は、まず、市町村は都道府県(危機管理監等)に対して被害の発生を一報する。
- 市町村長は、直ちに都道府県知事に対して自衛隊や緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、TEC-FORCE等の応援を要請する。各関係機関については、直ちに連絡できるよう、自らのカウンターパート(対等の立場にある相手)を把握しておく。
- 応援要請後は、速やかに支援部隊等のための活動拠点等の受入体制を確保する。
- 都道府県や支援部隊等と連携して、捜索、救助、救急、消火、避難誘導、交通確保等の応急対策を迅速・的確に実施する。

## 救助・救急、医療、消火活動

生命及び身体の安全を守るために最優先して救助・救急、医療、消火活動を実施

## 緊急輸送ルートの確保

交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保

## 応急復旧

通信施設の応急復旧、危険箇所の応急工事、ライフライン施設・設備等の応急復旧、災害廃棄物処理など

## 被害拡大・二次災害防止

住民の避難及び応急対策等による被害拡大・二次災害防止

## 応援機関による広域的応援、受援

自衛隊

捜索・救助、給水、輸送等

海上保安庁

救助等

緊急消防援助隊

救助、救急、消火等

警察災害派遣隊

避難誘導、救出、交通確保、検視等

TEC-FORCE

緊急災害対策等

知事会

# 災害時における職員の派遣・応援

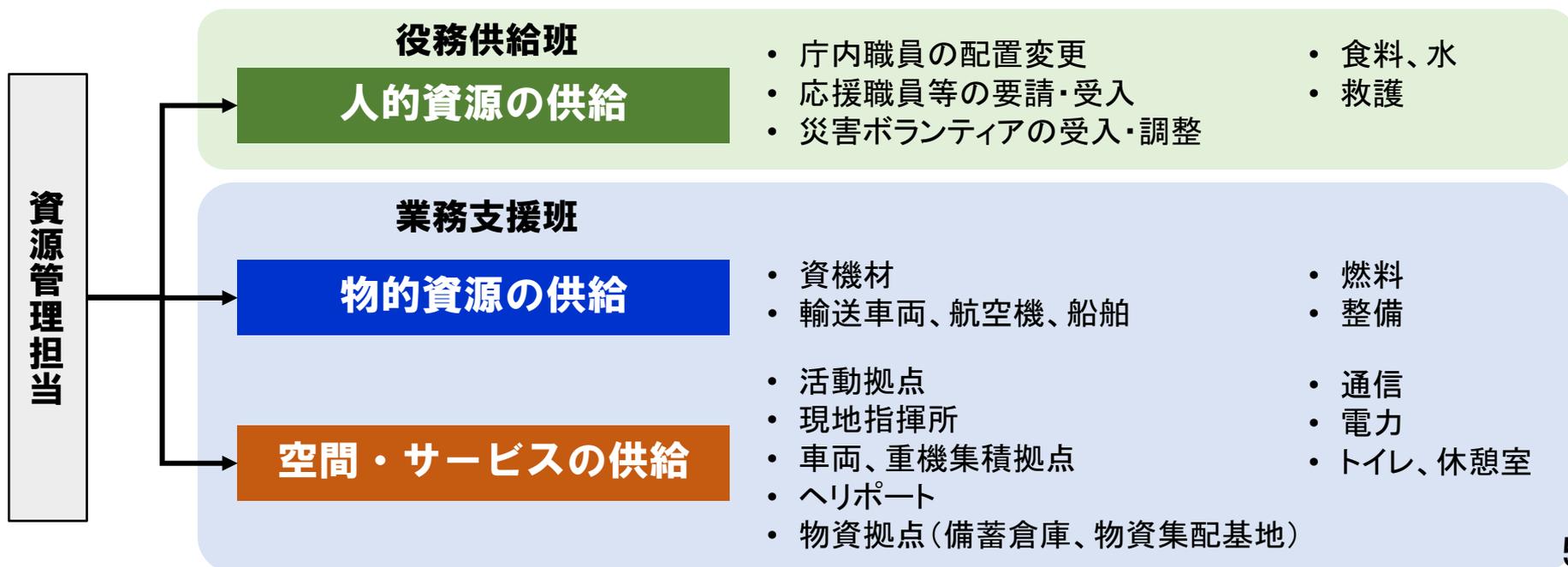
要請者	要請先	要請事項	根拠法
都道府県知事、市町村長等	他の都道府県知事、市町村長等	当該都道府県及び市町村の事務の処理のため、職員の派遣を求めることができる	地方自治法
都道府県知事等	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関	災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を要請することができる	災対法第29条
都道府県知事等	他の都道府県知事等	災害応急対策の実施のため、都道府県知事等相互間で応援を求めることができる	災対法第74条
都道府県知事	市町村長	当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる	災対法第72条第2項
都道府県知事	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関等	応急措置を実施するため、応急措置の実施の要請、又は求めることができる	災対法第70条第3項
都道府県知事	市町村長	応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる	災対法第72条第1項
都道府県知事	-	当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき、当該市町村の市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない	災対法第73条
市町村長等	他の市町村長等、都道府県知事等	災害応急対策の実施のため、応援を求めることができる(都道府県知事に対してのみ)災害応急対策の実施を要請することができる	災対法第67条、第68条
市町村長等	指定地方行政機関の長、指定公共機関	災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を要請することができる	災対法第29条
市町村	他の地方公共団体	災害時における事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を委託できる	災対法第69条

# 広域的支援部隊による応援

広域的支援部隊	部隊の概要	隊数・人員数	活動内容	要請方法
警察災害派遣隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、広域的な部隊派遣態勢を拡充することにより設置された部隊</li> </ul>	即応部隊 約1万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>検視、死体見分及び身元確認の支援</li> <li>緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をする</li> </ul>
緊急消防援助隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模・特殊災害が発生し、被災地の消防隊のみでは対処できない場合、都道府県ごとに部隊を編成して応援に駆け付けるもの</li> </ul>	5,658隊 (平成29年4月1日現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模火災発生時の延焼防止等消火活動</li> <li>高度救助用資器材を備えた、要救助者の検索、救助活動</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防庁長官から出動を指示する</li> <li>又は、被災市町村が属する都道府県知事から消防庁長官へ応援等を要請する</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種災害の発生時に、地方公共団体などと連携・協力し、被災者等の捜索・救助、等の活動を行う</li> </ul>	224,422人 (平成29年3月31日現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行方不明者の捜索及び負傷者の救助</li> <li>人員や物資の輸送</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事等は、防衛大臣等に派遣を要請する</li> <li>市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を求める</li> <li>防衛庁長官は、要請を待つ暇がない場合は、要請を待たずに部隊を派遣する</li> </ul>
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持等</li> </ul>	13,626人 (平成29年3月31日現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上における災害に係る救助・救急活動</li> <li>海上における消火活動</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助・救急活動が困難な場合、被災府県から海上保安庁、各管区海上保安本部に対し、職員の派遣を要請する</li> </ul>

# 資源管理

- 「資源管理」とは、「人的資源」、「物的資源」、「空間・サービス」の3つの面から資源を供給することにより、業務を支援する。
- 「人的資源の供給」は、庁内職員の配置変更や、応援職員等の要請・受入により必要な役務を提供する。
- 「物的資源の供給」は、災害対策本部等における施設設備の整備や、食料・物資等の供給、人・物の輸送や燃料供給等を行う。
- 「空間・サービスの供給」は、活動拠点や車両・重機・物資等の集積所等のほか、トイレ・休憩室、電力等の空間やサービスを供給する。



# 二次災害防止

○災害発生後に、災害の拡大防止、施設等の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

## <主な取組の例>

### 1. 建築物、構造物に関する二次災害防止対策

- ・被害を受けた建築物による人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士等を活用して応急危険度判定等を速やかに行い、応急措置を実施
- ・市は、判定活動に伴う資料を整える等の受入れ体制の整備

### 2. 危険物施設等に係わる二次災害予防対策

- ・爆発等及び有害物質の二次災害防止のため、施設の点検や応急措置を行う
- ・危険物施設の管理責任者等への保安教育の実施、立入検査の実施
- ・被災時の緊急点検体制の整備

### 3. 水害・土砂災害対策

- ・余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施する
- ・土砂災害等の危険箇所の点検は、専門技術者等を活用して行い、危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、応急工事を行う

### 4. 河川施設の二次災害予防対策

- ・河川施設等の被災後の保全に留意
- ・現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が懸念される箇所を事前に把握

### 5. ライフライン関係施設対策

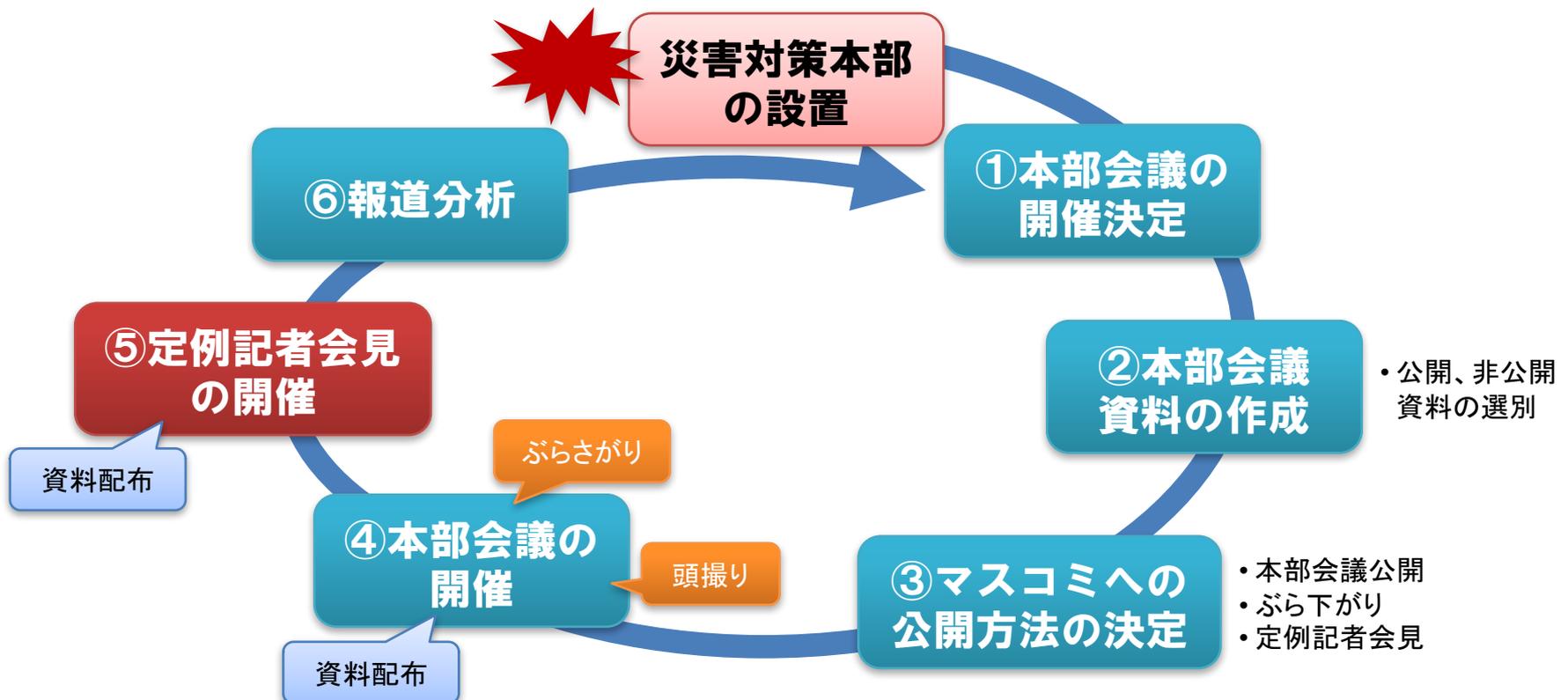
- ・電力では感電事故・漏電火災など、ガスでは地震によるガス漏えいによる二次災害の発生の恐れがある場合は、送電中止やガス供給停止等の危険予防措置を講じ、自治体、消防機関、警察、住民に通報する

### 6. 津波対策

- ・津波が到達後であっても、津波警報・大津波警報が発令されている間は、危険な地域には近づかない

# 災害時の広報

- 被災者に安心感や信頼感を持ってもらうため、市町村長が自ら前面に出て会見を行い、災害対応の見通しを明確に述べる。
- 災害対応を迅速かつ的確に実施するため、「被災者の救命・救助を第一に」などの目標とそのための方針を具体的に示す。
- あらゆる力を結集して効率的かつ効果的に災害対応を行うため、関連機関・団体や市民からの協力を仰ぐ。



災害広報の流れ

# 災害廃棄物処理対策

- 災害時には、様々な種類を含む混合状態の廃棄物が、一度に大量に発生。
- 災害廃棄物の適正な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保のために非常に重要。
- 災害廃棄物の円滑・迅速な処理のためには、仮置場の確保や分別方法の周知・徹底等、初動対応が重要。
- 大規模災害時には、市県境を越えた広域的な協力・連携による処理が必須。

## ○廃棄物の適正処理と再生利用の確保

- ・生活環境保全、公衆衛生確保のため、初動時対応が重要
  - 一市町村は速やかに災害廃棄物の仮置場の確保し、仮置場に搬入する段階から災害廃棄物を可能な限り分別する
- ・災害廃棄物は可能な限り減容化させるとともに、積極的な再生利用を実現できるよう、復旧事業等と連携し再生利用先を確保する



## ○県市町村による「災害廃棄物処理計画」の策定

- ・環境省が策定している「災害廃棄物対策指針」に基づき、都道府県、市町村は「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に備える

### 【災害廃棄物処理計画に盛り込む事項】

- 一災害廃棄物の発生量の推計方法
- 一仮置場や分別場所の候補地
- 一有害な廃棄物や危険な廃棄物の処理困難物の適正処理方法
- 一住民等への啓発・広報 等

## ○災害廃棄物支援ネットワーク(D.Waste-Net)

- ・自治体における災害廃棄物対策の推進するとともに、発災害後に円滑に被災自治体を支援するため、災害廃棄物 処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を発足(H27.9)
- ・平成27年9月関東・東北豪雨において、茨城県や栃木県の自治体を支援
  - 一横浜市と名古屋市が常総市の災害廃棄物の収集を支援
  - 一日本環境衛生センターなどが常総市に常駐し、災害廃棄物処理実行計画の策定支援や災害廃棄物の仮置場の巡回等を実施



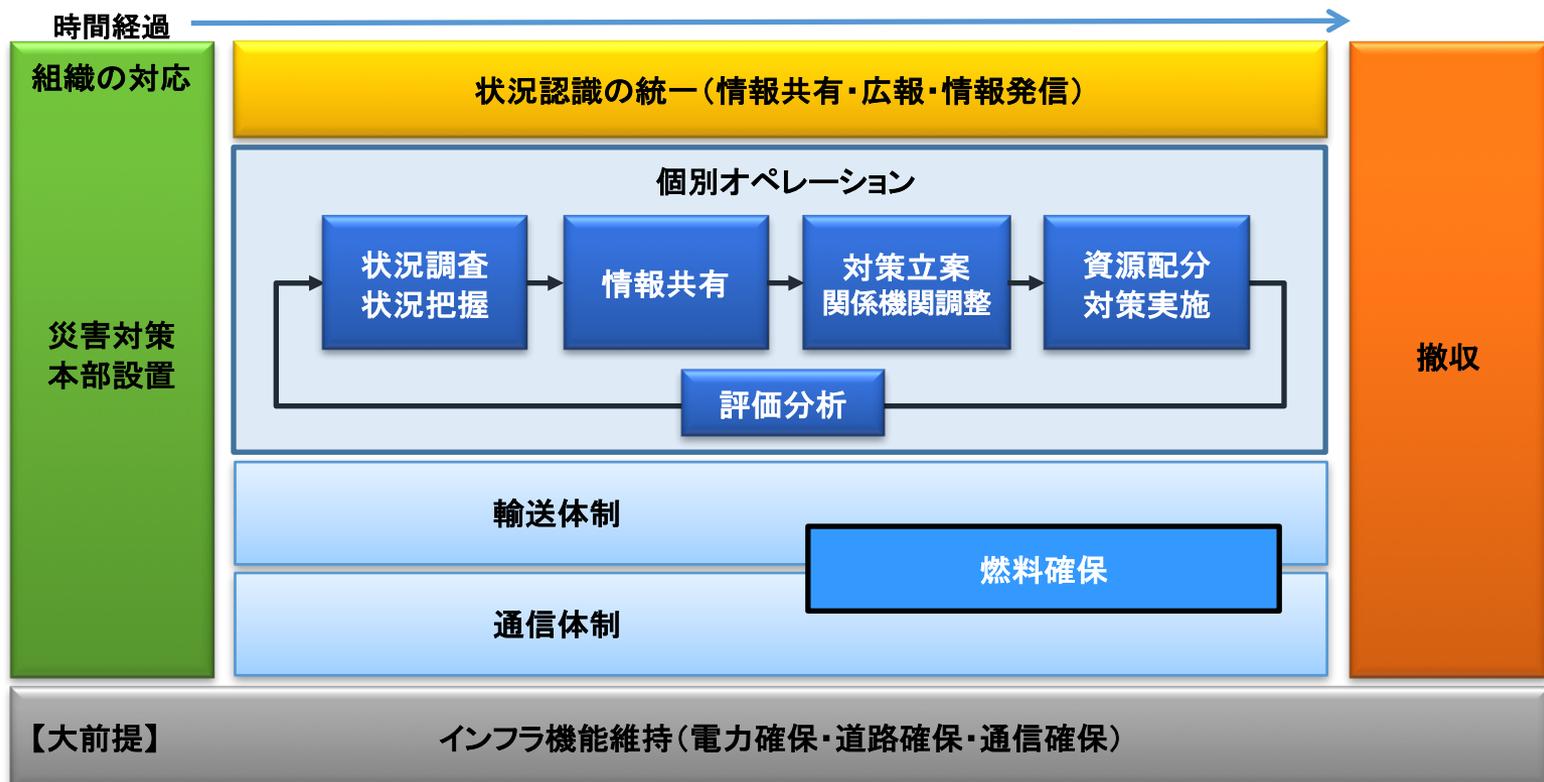
## ○発災時における市町村への支援

- ・被害の規模に応じて、環境省地方環境事務所に「災害廃棄物対策本部」を設置し、都道府県と連携して被災市町村を支援
- ・全国都市清掃会議等と連携して、人材や資器材が不足している被災自治体を支援
- ・大規模災害時において、被災市町村の廃棄物処理体制だけでは処理しきれない場合、広域連携を支援

# 「発災直後の対応」まとめ

## 災害対策本部の運営

- 発災後速やかに、災害対策本部の設置など必要な体制を確保する。
- 被害規模を早期に把握し、組織内部及び関係機関間・住民組織間で被害状況等を収集・共有し、状況認識の統一を図る。
- 収集した情報を基に、災害対策の実施方針を決定し、人材・物資など災害応急対策に必要な資源を適切に配分し、対策を実施する。
- 対策の実行にあたっては、関係機関や住民組織等と緊密に連携・調整を図る。



# **5-2 【災害応急対策】**

## **救助・救急、医療等**

# 警察災害派遣隊

○即応部隊(最大約1万人)と一般部隊から成る警察災害派遣隊を編成し、大災害発生時における広域的な部隊運用を拡充。

発生直後に派遣 (自活が原則)

## 警察災害派遣隊

発生から一定期間経過後に派遣

### 即応部隊

約1万人

### 一般部隊

#### 広域緊急援助隊



2,600人

#### 警備部隊

被災者の救出救助



1,500人

#### 交通部隊

緊急交通路の確保



1,500人

#### 刑事部隊

検視・身元確認等

#### 広域警察航空隊



500人

#### 機動警察通信隊



1,200人

#### 緊急災害警備隊



3,000人

管区機動隊のうち広域緊急援助隊員以外の者から編成。被災県警察のニーズに応じて、救出救助、行方不明者の捜索、警戒ら等の幅広い業務に従事

#### 特別警備部隊



捜索、警戒警戒

#### 特別交通部隊



交通整理・規制

#### 特別自動車警ら部隊



パトロール

#### 特別生活安全部隊



相談対応

#### 特別機動捜査部隊



初動捜査

#### 支援対策部隊



補給・支援対策

身元確認支援部隊

身元確認の資料収集

情報通信支援部隊

通信施設の復旧

# 緊急消防援助隊

○大規模・特殊災害発生時において全国から被災地に出動し、人命救助活動等を効果的且つ迅速に実施。

○大規模災害発生時に、消防長官の指示または求めにより部隊が出動。

## 緊急消防援助隊の部隊編成

### 指揮支援部隊

#### 指揮支援部隊

ヘリコプター等で迅速に現地に向かい、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う

#### 指揮支援隊

#### 指揮支援隊長

#### 指揮支援隊

#### 指揮支援部隊長



平成23年東日本大震災

5,658隊が登録  
(平成29年4月1日現在)

### 都道府県大隊

#### 都道府県大隊長

(被災現場で指揮活動。代表消防機関の職員)

#### 都道府県大隊指揮隊

都道府県隊を統括し、その活動管理を行う

#### 消火中隊

大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う

#### 救助中隊

高度救助用資器材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う

#### 救急中隊

高度救命用資器材を備え、救急活動を行う

#### 後方支援中隊

各部隊の活動支援をするために、給水設備等を備えた車両等により必要な輸送・補給活動を行う

#### 通信支援中隊

通信確保を可能とする設備等を備えた車両により通信の確保等に関する支援活動を行う

#### 航空中隊

消防防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う

#### 水上中隊

消防艇を用いて消防活動を行う

#### 特殊災害中隊

毒劇物等災害、大規模危険物災害等特殊な災害に対応するための消防活動を行う

#### 特殊装備中隊

水難救助隊、遠距離送水隊等特殊な装備を用いて消防活動を行う

#### 都道府県大隊

#### 都道府県大隊

#### 都道府県大隊



# 自衛隊の災害派遣

○災害派遣は、天変地変その他の災害に際して、必要があると認める場合に人命又は財産の保護を目的として行われる自衛隊の応急的な救援活動であり、自衛隊が必要に応じて行う、いわゆる「公共の秩序の維持」(自衛隊法第3条第1項)としての活動の一環。

## ○災害派遣の3原則

### ・公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

### ・緊急性

差し迫った必要性があること

### ・非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと

## ○活動内容

被害状況の把握、避難の援助、捜索救助、水防活動、道路啓開、応急医療、防疫、緊急輸送、炊飯・給水等の実施



輸送ヘリ(CH-47J)



平成26年8月広島市土砂災害



平成27年9月関東・東北豪雨

- 災害発生直後からEMISを活用し最新の情報を関係機関に提供。
- 災害急性期に、要請を受けてDMATが被災地へ参集し、被災地の病院の支援活動や自衛隊等の航空機を使った広域医療搬送などを行う。
- 診療拠点として高度の診療機能を有する災害拠点病院が傷病者を受け入れる。

## ○広域災害緊急医療情報システム(EMIS)

- ・災害時に最新の情報を関係機関(都道府県、医療機関、消防等)へ提供
- ・DMAT指定医療機関から派遣されるDMATの活動状況の集約、提供

## ○DMAT(災害派遣医療チーム)

- ・災害急性期(発災から概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的なトレーニングを受けた災害派遣医療チーム
- ・主な活動内容
  - －災害現場へ出動し患者の救命
  - －被災地の病院支援
  - －広域医療搬送(自衛隊機)



## ○広域医療搬送

- ・被災地内の空港等に患者搬送拠点としてSCU※を立ち上げ被災地外からのDMATを派遣  
※ SCU(Staging Care Unit): 航空搬送拠点臨時医療施設
- ・自衛隊等の航空機により傷病者を被災地内から被災地外へ搬送し、災害拠点病院に運ばれ、迅速な高度医療により傷病者の治療を行う

## ○災害拠点病院

- ・地域災害拠点病院
  - －多発外傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
  - －DMAT等の受入れ・派遣機能
  - －傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能等
- ・基幹災害拠点病院
  - －「地域災害拠点病院」の機能を強化した病院

# TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)

○大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。

(国土交通省が平成20年4月に創設)

## 活動内容

- 被災状況の調査
- 災害緊急対応
  - ・緊急輸送路の確保
  - ・緊急湛水排除
- 被災地方自治体の支援
  - ・リエゾンの派遣
  - ・衛星通信車等の派遣による通信網確保
  - ・災害復旧に関する技術指導や助言
- 二次災害の防止
  - ・応急対策の立案・実施

## 事前の体制整備

- 職員をTEC-FORCE隊員としてあらかじめ指名するなど、事前に人員・資機材の派遣体制及び受入体制を整備し、迅速な活動を実施
- 平時に研修や訓練を行うことによる対応能力の向上
- 活動計画や活動拠点の準備による強化

## 災害対策用機材の配備

- 災害対策用機材(ヘリコプター、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組立橋等)を地方整備局や事務所に配備

## TEC-FORCE隊員総数

国土交通省各組織の職員合計9,408名  
(平成29年10月現在)

※TEC-FORCE(Technical Emergency Control FORCE):  
緊急災害対策派遣隊

### 被災状況の把握



【H26.8 広島土砂災害】  
(広島県広島市)



## **5-3 【災害応急対策】**

### **被災者支援、被災地支援**

# 災害救助法の概要

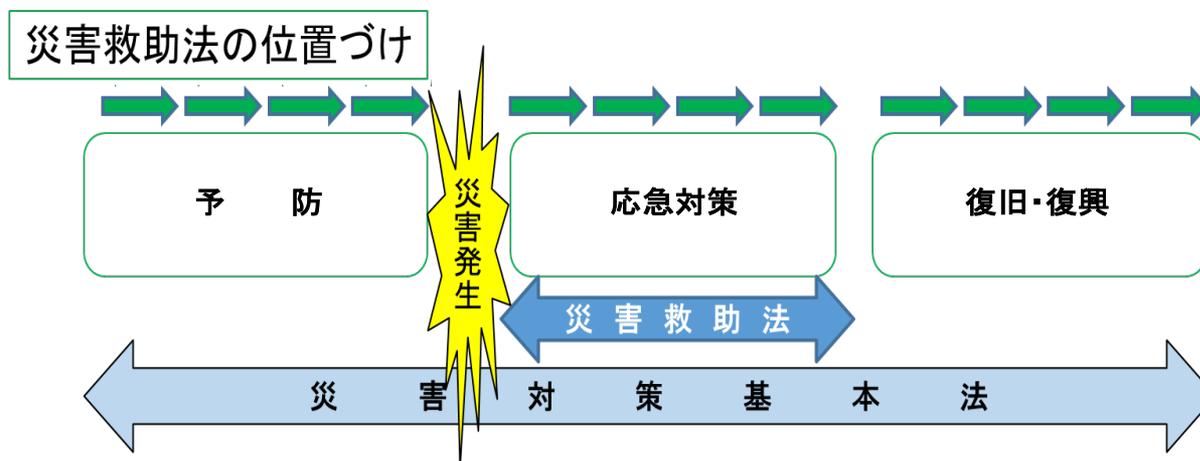
- 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に対して行う。
- 災害救助法の適用により、救助に要する費用は都道府県が支弁するが、費用が政令で定める額以上の場合、費用と都道府県の普通税収入見込額の割合に応じて国が一部負担する。

## <救助の種類>

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- ご遺体の搜索・処理
- 障害物の除去

※内閣府のHPに「災害救助事務取扱要領」を掲載

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/h27kaigi/siryo1-2.pdf>



# 避難所の設置・運営

- 市町村は、避難者の避難生活に対してきめ細やかな支援を行うため、時間経過に従い、物心両面から避難所の生活環境を改善する。
- 在宅で避難生活を送ることを余儀なくされた住民に対しても、見守りや支援物資の提供等を行う。
- 仮設住宅の提供や相談など、できるだけ早く避難所の解消するための対策を実施する。

## 発災後における対応

### 1. 避難所の設置と機能整備

- ・設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ
- ・避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討
- ・バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保

### 2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- ・開設している避難所のリスト化
- ・氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成
- ・避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ

### 3. 避難所の運営主体

- ・運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化
- ・様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営

### 4. 福祉避難所の管理・運営

- ・必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置

### 5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等

- ・避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供
- ・各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備

### 6. 被災者への情報提供

- ・被災者・要配慮者への情報の提供
- ・市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立

### 7. 相談窓口

- ・様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置
- ・就労支援等の相談窓口の設置

### 8. 在宅避難

- ・在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守りの充実・支援物資提供等
- ・被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等）

# 物資の調達、供給活動

- 食料、飲料水、生活必需品、燃料その他物資の備蓄・調達・輸送体制を整備し、供給のための計画を定めておく。
- 初期対応に十分な量の物資を備蓄し、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄、備蓄拠点の設置など体制の整備に努める。
- 備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。
- 被災者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、企業等と物資の調達支援協力に関する協定を締結するなど事前に準備しておく。

<例> 静岡県と(一社)静岡県トラック協会・静岡県倉庫協会との災害時支援協定の締結

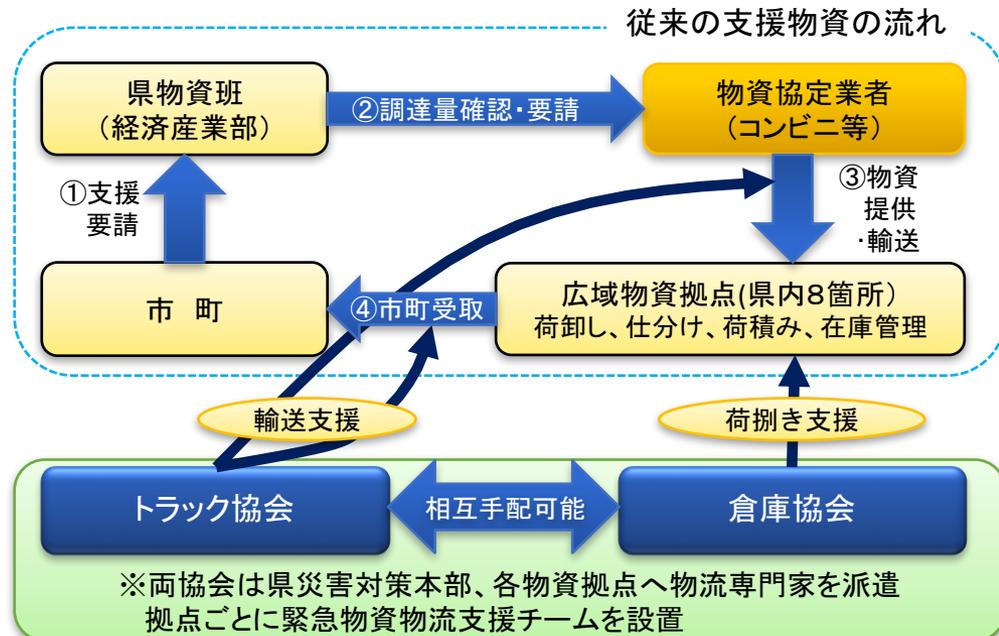
## ○協定の内容

**(一社)静岡県トラック協会**

物資の緊急・救援輸送業務とそれに伴う資機材提供、要員派遣

**静岡県倉庫協会**

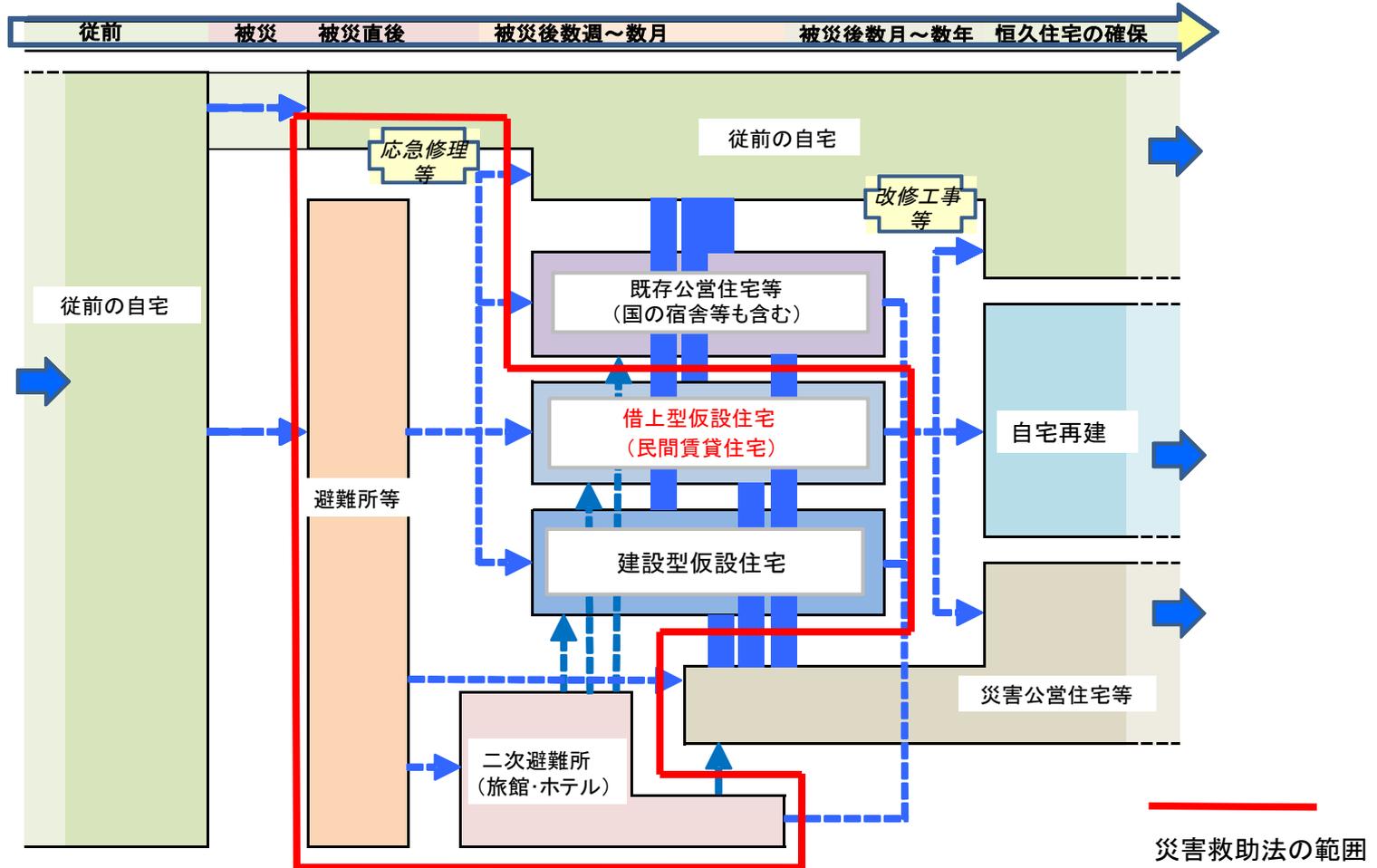
物資保管・仕分け等業務とそれに伴う資機材等の提供、要員派遣



支援物資の流れ

# 住まいの視点からみた災害救助法の救助

- 避難所から従前の自宅などの恒久的な住宅等への移行については、多様な方法がある。
- 住まいの視点からみた災害救助法の救助には、避難所、ホテル等の2次避難所、応急仮設住宅(建設型、借上型)、応急修理等がある。



# 応急仮設住宅の提供

○住家を失った避難者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を提供することができる。

- 応急仮設住宅には、新たに建設する以外に、賃貸住宅の借り上げにより確保する方法もある
- 応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年
- 50戸以上の場合は、応急仮設住宅の建設に合わせて集会所の設置が可能  
(10～50戸未満の場合は、応急仮設住宅の中に談話室の設置が可能)
- 市町村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う
  - 安心・安全の確保
  - 孤独死や引きこもりなどを防止(心のケア含む)
  - 女性の参画を推進し、生活者の意見を反映
  - 仮設住宅への訪問活動や、仮設コミュニティを形成するための運営支援など、災害ボランティアを積極的に活用する



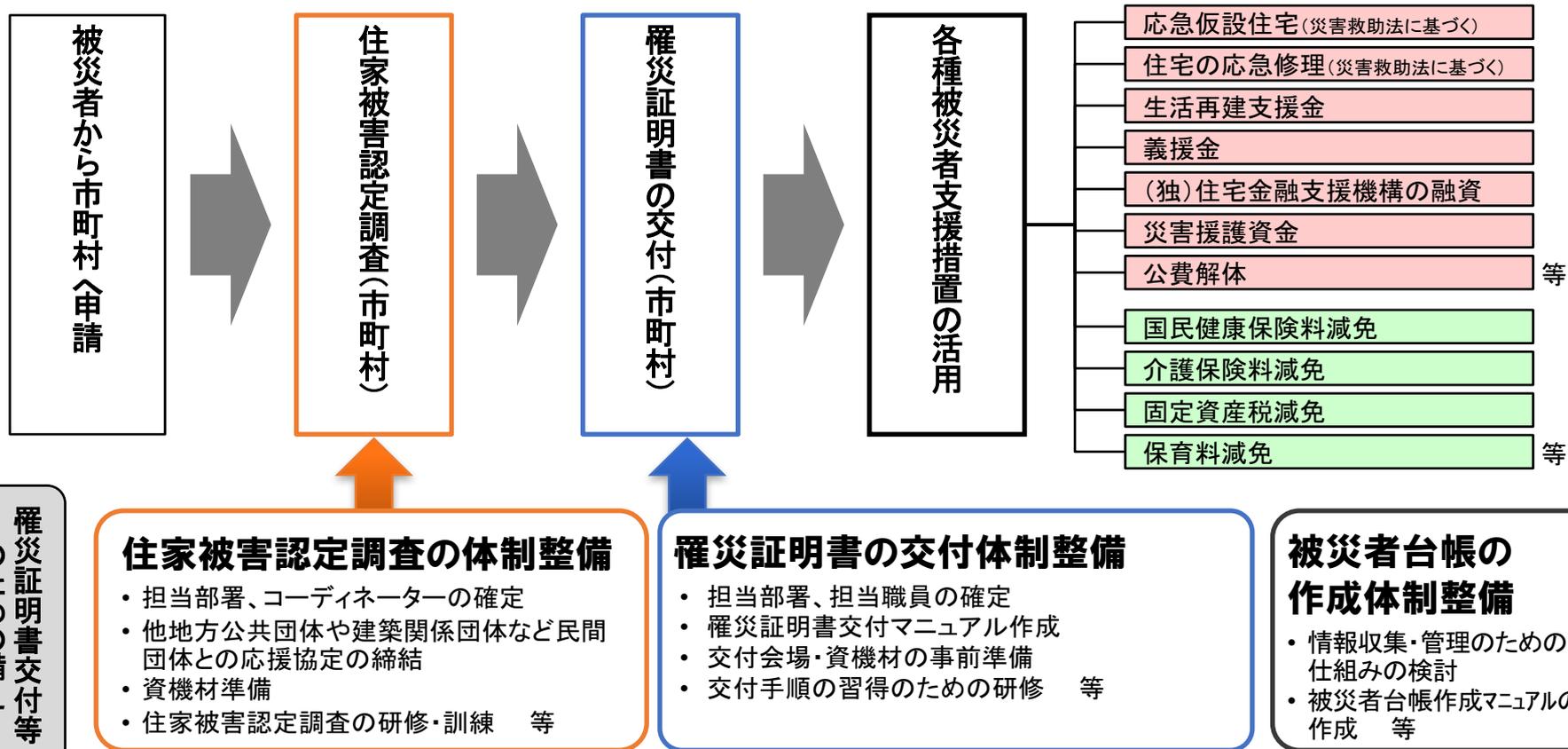
# 住家等の被害に関する各種調査

調査名	目的	調査内容	調査を行う人
応急危険度判定	地震後の被災建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次的災害を防止すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の沈下、傾斜、構造躯体の被害等により、当面の使用の可否を判断し、「危険(赤)」、「要注意(黄)」、「調査済(緑)」のステッカーを貼付する。</li> <li>地震被害を受けた建築物に適用するもので、その他の原因(台風等)によって被害を受けた建築物の危険度の判定については、原則として適用されない。</li> <li>「被災建築物応急危険度判定マニュアル(1998年1月 日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会)」を踏まえ判定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政職員(建築関連部局の職員等)</li> <li>都道府県等で育成・登録した応急危険度判定士(建築士等)</li> </ul>
住家被害認定調査	各種被災者支援策の適用のための基礎資料とすること	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家の主要な構成要素(天井、建具、設備などを含む)の損害割合により、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等の被害の程度を認定する。</li> <li>「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成25年6月 内閣府(防災担当))」(災害により被害を受けた住家の損害割合の具体的な調査方法、判定方法を定めた指針)等を踏まえ判定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政職員(税務(固定資産税関係)、防災、建築、消防(火災被害)関係部署の職員等)</li> </ul>
地震保険損害調査	保険金の算定のため	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震保険に加入している住宅(建物及び家財)が対象</li> <li>建物の主要構造部(基礎、壁、柱等)の損害割合により、「全損」、「半損」、「一部損」の区分で認定する。(地震保険の始期がH29.1以降の場合は、「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」)</li> <li>「地震保険損害認定基準(日本損害保険協会)」により判定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に損害保険登録鑑定人(保険会社・代理店社員、建築士等)</li> </ul>
被災度区分判定	当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>部位の損傷率と損傷状況により、「Ⅰ(軽度)」、「Ⅱ(小破)」、「Ⅲ(中破)」、「Ⅳ(大破)」、「Ⅴ(倒壊)」の区分で判定する。</li> <li>被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけで良いか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定を行う。</li> <li>「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(2015年改訂版 日本建築防災協会)」を踏まえ判定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(建築主からの依頼を受けた)建築構造技術者(1級建築士、2級建築士、木造建築士等)</li> </ul>
被災宅地危険度判定	地震により被災した宅地の余震等による二次的災害を軽減・防止すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災宅地の危険度判定は擁壁、宅地地盤、のり面等が対象。</li> <li>被災による変状の程度により危険度を判定し、「危険宅地(赤)」、「要注意宅地(黄)」、「調査済宅地(青)」のステッカーを宅地に出入りする人や周辺の人に見やすい場所に貼付する。</li> <li>「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(平成26年3月 被災宅地危険度判定連絡協議会)」を踏まえ判定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政職員(土木、建築、宅地開発関連部局の職員等)</li> <li>都道府県等で育成・登録した被災宅地危険度判定士(土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者等)</li> </ul>

# 罹災証明書の交付

- 市町村長は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や、被災者生活再建支援金の支給等の各種被災者支援策の適用に必要な「罹災証明書」を、遅滞なく交付する。
- 公平・公正・迅速に罹災証明書を交付できるよう、住家被害認定調査の専門的知識・経験を有する職員の育成や、他地方公共団体・建築関係団体などの民間団体との応援協定の締結等、あらかじめ実施体制を整備する。
- 被災者支援業務の効率化や被災者の負担軽減等のために、被災者情報を一元的に管理する「被災者台帳」を迅速に作成するための体制を、あらかじめ整備する。

## <罹災証明書の交付の流れと備え>



# 住家被害認定調査

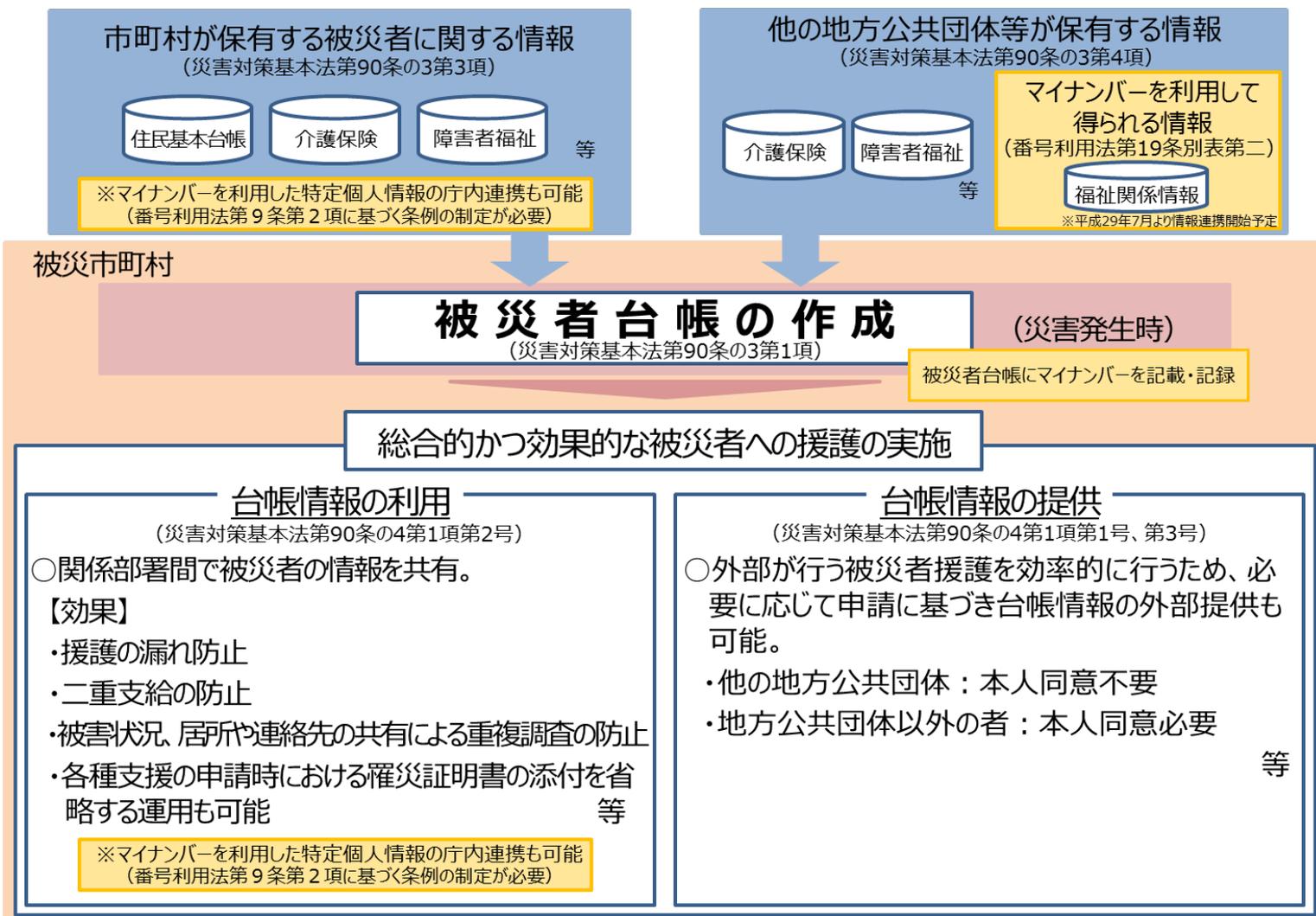
実施主体	被災した市区町村		
目的	災害により被害のあった住宅について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊等の「被害の程度」を認定し、様々な被災者支援策の適用のための基礎資料となる罹災(りさい)証明書を交付するため。		
調査内容	地震	<p>＜第1次調査＞</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>(2) 傾斜による判定</p> <p>(3) 部位※による判定</p> <p>※第1次調査における判定の対象となる部位は、外部から調査可能な部位とする。</p>	<p>＜第2次調査＞</p> <p>第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>(2) 傾斜による判定</p> <p>(3) 部位による判定</p>
	水害	<p>＜第1次調査＞</p> <p>戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がある場合に実施</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>(2) 浸水深による判定※</p> <p>※浸水深の最も浅い部分で測定する。</p>	<p>＜第2次調査＞</p> <p>第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、又は、第1次調査の対象に該当しない場合に実施</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>(2) 傾斜による判定</p> <p>(3) 浸水深による判定</p> <p>(4) 部位による判定</p>
	風害	<p>(1) 外観による判定 (2) 傾斜による判定</p> <p>(3) 外装による判定 (4) 部位による判定</p>	
調査・判定方法	<p>「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 (平成25年6月 内閣府(防災担当))」</p> <p>災害により被害を受けた住家の損害割合の具体的な調査方法、判定方法を定めた上記の指針等を踏まえ判定</p>		

被害の程度	住家全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満



# 被災者台帳の作成

○被災者台帳は被災者支援の「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの。（災害対策基本法第90条の3、第90条の4）



# 被災者生活再建支援法の概要

○自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援するもの。

※内閣府のHPに被災者生活再建支援法の概要等を掲載

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

## 制度の対象となる自然災害

○10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

## 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 支援金の支給額

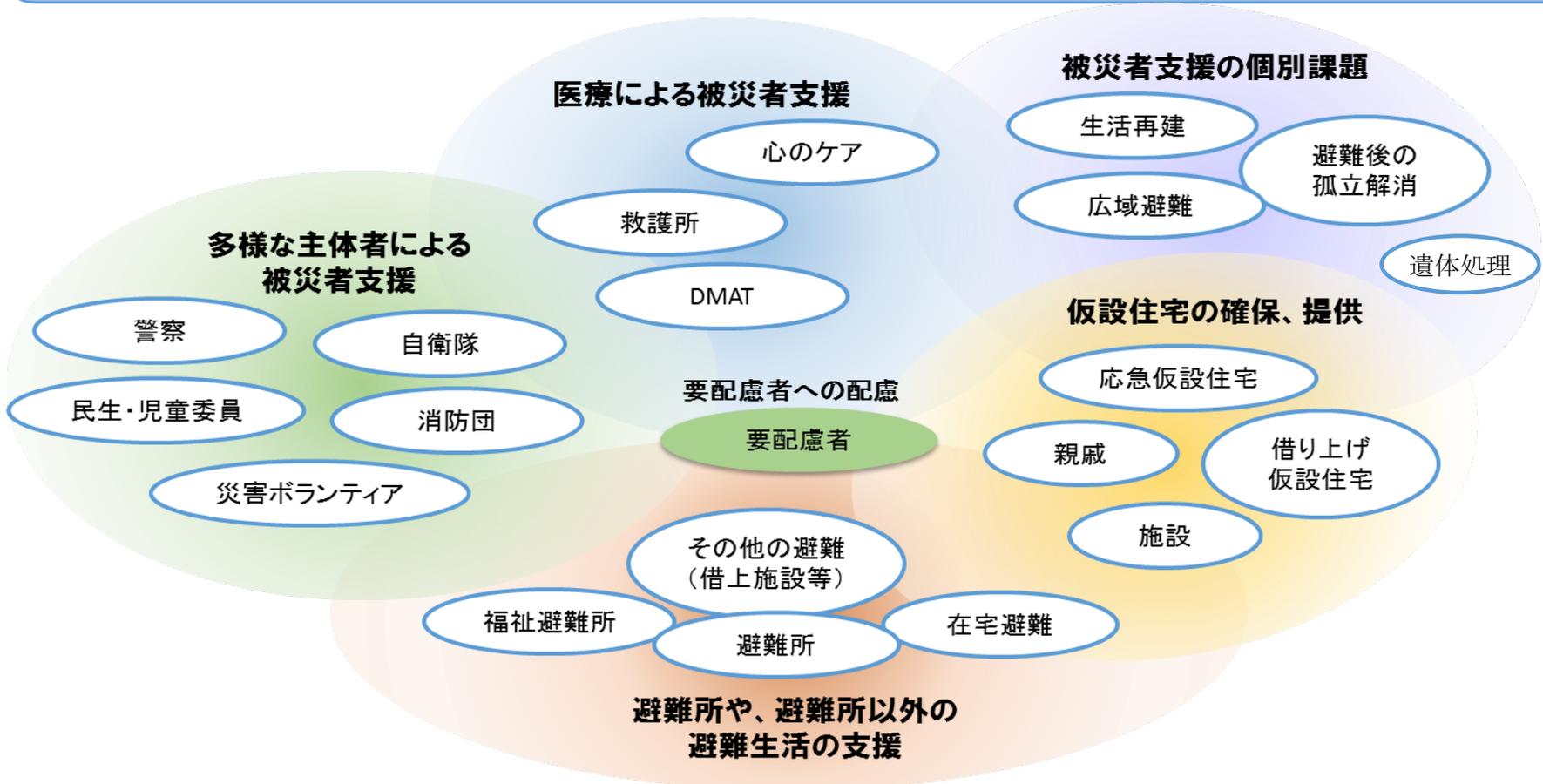
支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

# 被災者支援(まとめ)

- 避難所および避難所以外の避難生活の支援、借り上げも含めた仮設住宅の提供、医療の提供、生活再建支援金の支給等の対策を、自衛隊や警察、ボランティアなど多様な主体者により実施する。
- 被災者支援に際しては、要配慮者等被災者の多様性に配慮する。



## **5-4 復旧・復興**

# 激甚災害制度

○ 激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を行うもの。

## 制度の概要について

災害の発生

公共土木施設等の被害

河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、下水道、公園等  
公立学校、公営住宅、生活保護施設、児童福祉施設等

農地等の被害

農地、農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設等

中小企業者等の被害

災害復旧国庫補助事業

概ね6割～8割程度

2分の1から3分の2

8割程度  
(共同利用施設は概ね2割)

資金繰り支援等の措置

激甚災害の指定

激甚災害の指定

激甚災害の指定

国庫補助率の嵩上げ措置が講じられる(1～2割程度)

中小企業信用保険法の特例(災害関係保証)等の措置

## 指定の基本的な流れについて

災害の発生

市町村・都道府県による被害状況の調査

各省庁による査定見込額の算定

激甚災害(本激)指定基準

<基準に該当>

<基準に該当せず>

本激に指定

局地激甚災害指定基準

<基準に明らかに該当>  
(査定見込額が基準の2倍超)

<左記以外>

早期局激に指定

引き続き査定額の算定

局地激甚災害指定基準

<基準に該当>

年度末局激に指定

本激:対象地区は全国  
局激:対象区域(市町村)を明示して指定

# 復興まちづくり

○「大規模災害からの復興に関する法律」、「被災市街地復興特別措置法」では、復興のための各種整備事業に関わる特例や代行措置などが規定されており、これらの法律を活用して円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

## 大規模災害からの復興に関する法律の概要

- 大規模災害を受けた市町村や都道府県が円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して復興計画または都道府県復興方針を作成できるものとする
- 復興計画に関する協議会を経た復興計画を公表することで土地利用基本計画の計画等をワンストップで処理できるなどの特別の措置ができるものとする
- 復興に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設ける
- 大規模災害の被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、災害復旧事業について国等が代行できるものとする

等

## 被災市街地復興特別措置法の概要

- 新しい都市計画上の制度として、被災市街地復興推進地域を創設し、その地域の整備についての市町村の責務と建築行為等の制限等を定める
- 被災市街地復興推進地域の面的な整備に土地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用等を図り、そのため土地区画整理事業の中で一体的な住宅建設のための特例等を設けている
- 復興に必要な住宅供給等の推進のため、住宅を失った被災者等に公営住宅等の入居者資格を認める特例及び被災市町村の要請等に基づく独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社の能力を住宅の供給等に活用するための特例を設けている

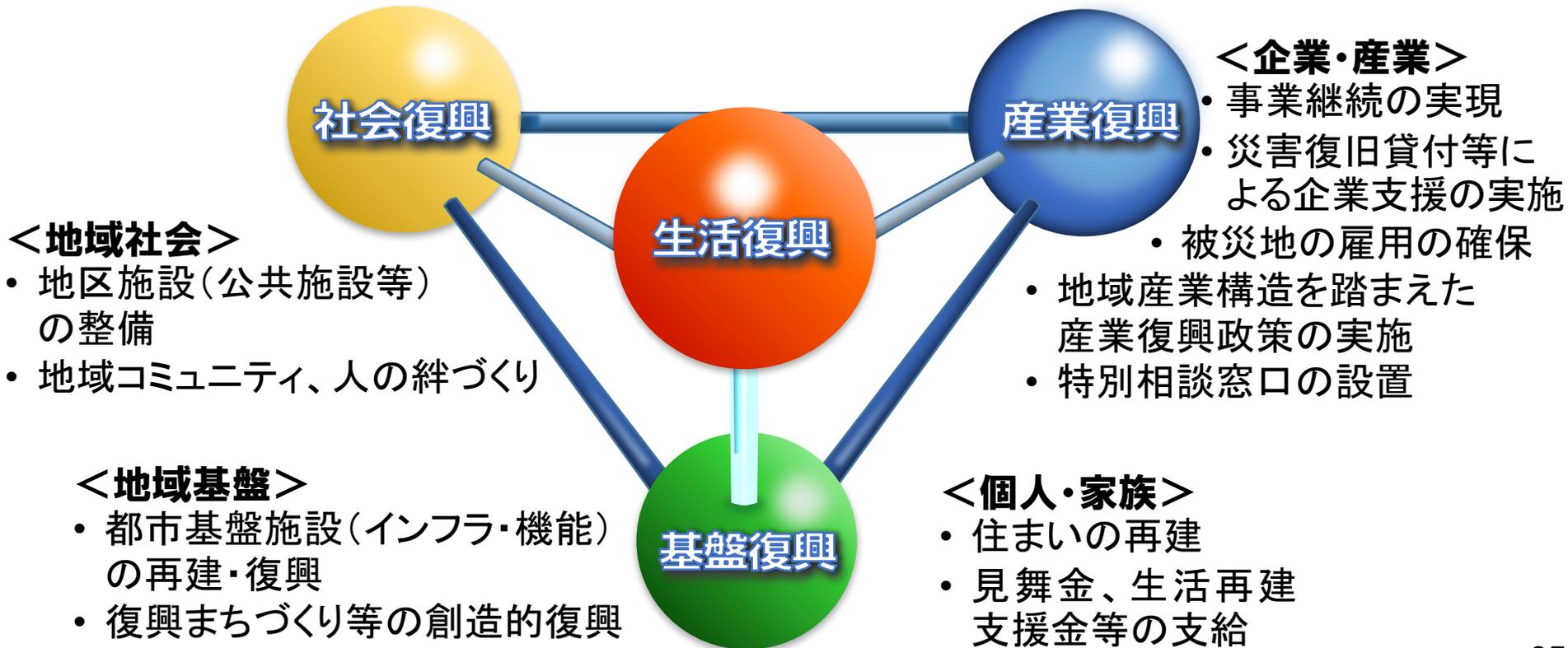
等

### ※被災市街地復興推進地域

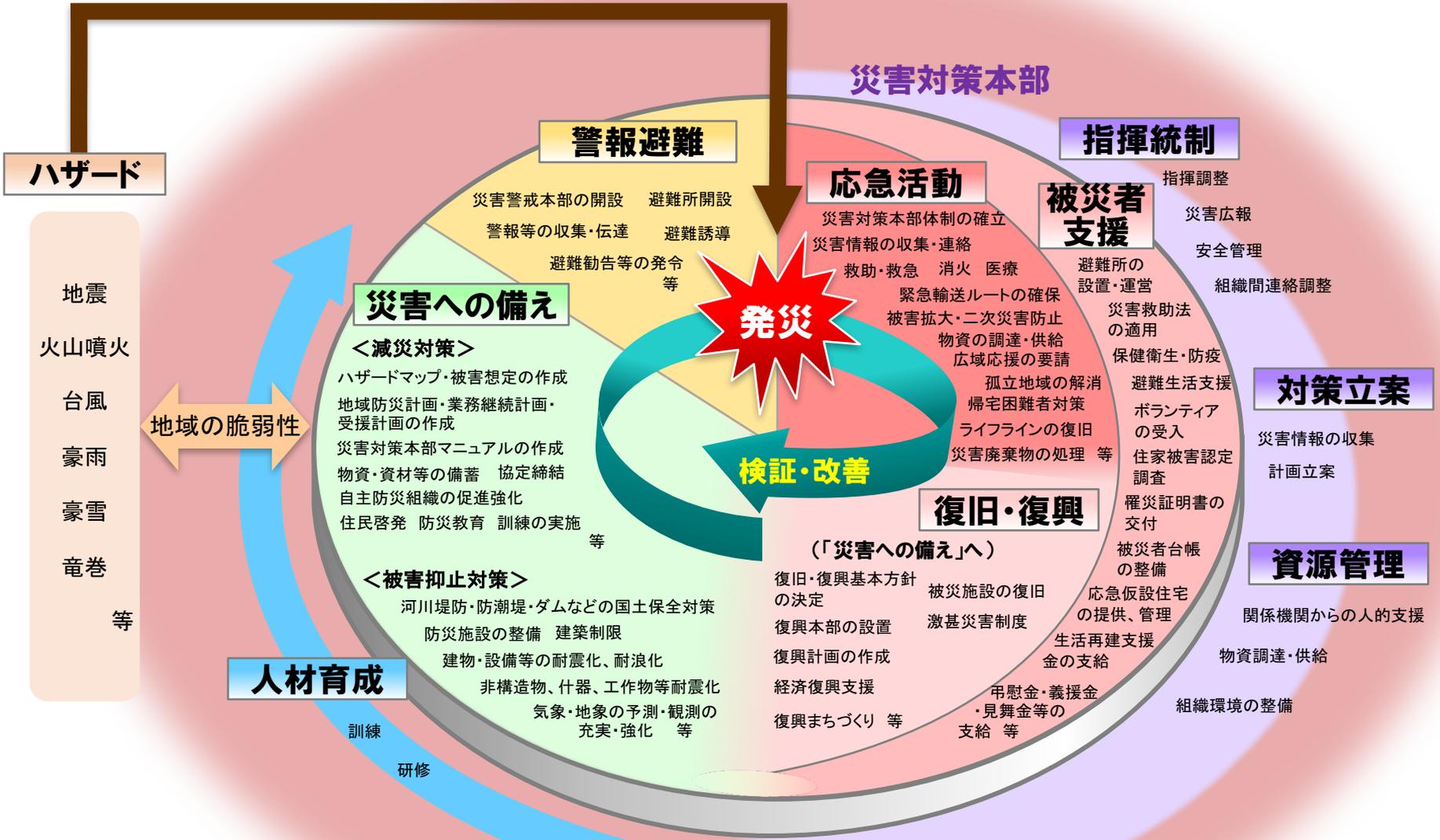
被災市街地を被災市街地復興推進地域に指定すると災害の発生した日から起算して2年以内で建築行為等の制限がかかり、その期間内に、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画などの都市計画を定めることが市町村に課せられる

# 「復旧・復興」まとめ

- あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- 大規模災害時には復興本部を設置し、復興計画を作成して、大規模復興法等を活用しながら円滑かつ迅速な復興を図る。
- 復興に当たっては、原状復旧にとどまらず、再度災害防止、快適な都市環境を目指した、復興特措法等も活用しながら防災まちづくりを行う。



# 災害対策の流れ



災害対応の原則		
・準備したものでなければ機能しない、事前の備えが不可欠	・避難勧告等の発令は、「空振り」は許されるが、「見逃し」は許されない	・最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動せよ

**災害対策関連法  
各種防災計画**

## 災害対応の原則

- **準備したものでなければ機能しない、事前の備えが不可欠**
- **避難勧告等の発令は、「空振り」は許されるが、「見逃し」は許されない**
- **最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動せよ**

## **6. 参考**

**防災に関する主なガイドライン等**

# (参考) 防災に関する主なガイドライン等(1/2)

区分	資料名	作成時期	URL	備考
避難警報	判断・伝達 1 避難勧告等に関する作成ガイドライン (平成28年度)	平成29年1月	<a href="http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankan_koku_guideline/pdf/hinankankokugaidorain_01.pdf">http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankan_koku_guideline/pdf/hinankankokugaidorain_01.pdf</a> <a href="http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankan_koku_guideline/pdf/hinankankokugaidorain_02.pdf">http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankan_koku_guideline/pdf/hinankankokugaidorain_02.pdf</a>	内閣府(防災担当)
	要配慮者 2 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	平成25年8月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf">http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf</a>	内閣府(防災担当)
	土砂災害 3 土砂災害警戒避難ガイドライン	平成27年4月	<a href="http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000016.html">http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000016.html</a>	国土交通省
	噴火 4 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引	平成28年12月	<a href="http://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/pdf/20161209_tebiki_hinan1.pdf">http://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/pdf/20161209_tebiki_hinan1.pdf</a>	内閣府(防災担当)
避難場所	5 指定緊急避難場所の指定に関する手引き	平成29年3月	<a href="http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf">http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf</a>	内閣府(防災担当)
ハザードマップ	6 洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	平成27年7月	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/manual_kouzuishinsui_1507.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/manual_kouzuishinsui_1507.pdf</a>	国土交通省
	7 洪水ハザードマップ作成の手引き(改訂版)	平成25年3月	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html">http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html</a>	国土交通省
	8 津波・高潮ハザードマップマニュアル	平成16年3月	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/000054428.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000054428.pdf</a>	内閣府(防災担当)、農林水産省農村振興局・水産庁、国土交通省河川局・港湾局
	9 火山防災マップ作成指針	平成25年3月	<a href="http://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/pdf/20130404_maps_hishin.pdf">http://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/pdf/20130404_maps_hishin.pdf</a>	内閣府(防災担当)、消防庁、国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁
避難所	10 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	平成25年8月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/kankyokakuho.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/kankyokakuho.html</a>	内閣府(防災担当)
	11 地域主役の避難所開設・運営訓練ヒント集	平成25年3月	<a href="http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/pdf/hinto_web_2013_all.pdf">http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/pdf/hinto_web_2013_all.pdf</a>	内閣府(防災担当)
	12 避難所運営ガイドライン	平成28年4月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html</a>	内閣府(防災担当)
	13 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン	平成28年4月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html</a>	内閣府(防災担当)
	14 福祉避難所の確保・運営ガイドライン	平成28年4月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html</a>	内閣府(防災担当)
	15 平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書	平成29年4月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf">http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf</a>	内閣府(防災担当)

# (参考) 防災に関する主なガイドライン等(2/2)

区分	資料名	作成時期	URL	備考
地区防災計画	16 地区防災計画ガイドライン	平成26年3月	<a href="http://chikubousai.go.jp/basic.php?eid=00006">http://chikubousai.go.jp/basic.php?eid=00006</a>	内閣府(防災担当)
受援体制	17 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン	平成29年3月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeyozoku/index.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeyozoku/index.html</a>	内閣府(防災担当)
業務継続計画	18 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き	平成28年2月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeyozoku/index.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeyozoku/index.html</a>	内閣府(防災担当)
	19 市町村のための業務継続計画作成ガイド	平成27年5月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeyozoku/index.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeyozoku/index.html</a>	内閣府(防災担当)
被害認定	20 災害に係る住家の被害認定基準運用指針	平成25年6月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html</a>	内閣府(防災担当)
	21 災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き	平成29年3月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html">http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html</a>	内閣府(防災担当)
被災者台帳	22 被災者台帳の作成等に関する実務指針	平成29年3月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisyajitumuhontai.pdf">http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisyajitumuhontai.pdf</a>	内閣府(防災担当)
廃棄物処理	23 災害廃棄物対策指針	平成26年3月	<a href="https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/">https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/</a>	環境省
その他	24 大規模地震防災・減災対策大綱	平成26年3月	<a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/jishin_taikou.html">http://www.bousai.go.jp/jishin/jishin_taikou.html</a>	内閣府(防災担当)
	25 避難確保・浸水防止計画作成の手引き(水防法)	平成27年7月	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/41_1507.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/41_1507.pdf</a>	国土交通省
	26 市町村のための水害対応の手引き	平成29年6月	<a href="http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeyozoku/pdf/1706suigai_tebiki_all.pdf">http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeyozoku/pdf/1706suigai_tebiki_all.pdf</a>	内閣府(防災担当)